

特集

近年の弁護士の活動実態について

(「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査 2020」を元に)



1 弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査について

日弁連は「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査（以下、「経済基盤調査」という。）を1980年以来10年ごとに実施し、2020年3月に、5回目となる調査を行った。

経済基盤調査は、日本の弁護士業務及びその経済的基盤全般の実態についての資料を収集することを目的としているが、この調査が、「弁護士が国民にとってより有用な存在となること」「弁護士集団として業務改善の方向を見いだすべき素材の提供」を目的とし、「社会状況の推移と弁護士業務の適応状況を測定し、時機に応じた適切な指針を見いだすこと」を期待しているものであることは、これまでの4回の調査と同様である。

前回調査時からの弁護士数の変化を見ると、前回調査対象時の2009年には26,930人（うち女性数4,127人）だった弁護士数（正会員総数）は、今回調査対象時の2019年には41,118人（うち女性数7,717人）、2020年には42,164人（うち女性数8,017人）となった（いずれも各年3月31日現在）。また、今や修習期が60期以降の弁護士数は22,346人（2020年3月31日現在）であり、弁護士総数の過半数が60期以降である。また、2009年には354人だった企業内弁護士数は2019年には2,418人とその人数は約6.8倍となり、弁護士総数に占める割合も約5.8%となった。

本特集は、2020年3月に実施した経済基盤調査から得た回答結果によるものである。

【調査概要】

実施時期：2020年3月19日～6月3日

母集団：2020年2月7日時点で弁護士登録をしている者から外国法事務弁護士、沖縄特別会員以外の者及び2019年1月1日以降登録の者を対象外とした40,305人

標本数：12,000

抽出方法：層化無作為抽出法

抽出台帳：日本弁護士連合会会員名簿

調査方法：郵送法

有効回答数：2,192人

回収率：18.3%

2 過去の経済基盤調査の実施状況

過去の経済基盤調査の実施状況は以下のとおりである。

資料 特1-1 過去の経済基盤調査の概要

	調査時期	母集団	標本数	有効回答数	回収率 (%)
1980年調査	1980年3月～5月	11,466	4,036	1,689	41.3
1990年調査	1990年3月～7月	13,919	4,000	1,032	25.8
2000年調査	2000年3月～7月	17,194	6,000	1,022	17.0
2010年調査	2010年3月～6月	26,521	10,000	1,795	17.95
2020年調査	2020年3月～6月	40,305	12,000	2,192	18.3

3 経済基盤調査 2020 の回収状況

2020年に実施した経済基盤調査での「弁護士活動に従事していた」と回答した者（次頁参照）についての回収状況は以下のとおりである。

資料 特1-2 経済基盤調査 2020 の回収状況（正規標本）

〔男性〕	母集団数	母集団割合	回収標本数	回収標本割合	ウェイト値	規正標本数	規正標本割合
東京	15,254	37.8%	511	25.7%	1.47	753	37.8%
大阪・愛知県	5,295	13.1%	203	10.2%	1.29	261	13.1%
高裁所在地	2,760	6.8%	139	7.0%	0.98	136	6.8%
高裁不所在地	9,424	23.4%	477	24.0%	0.97	465	23.4%
合計	32,733	81.2%	1,330	66.9%		1,615	81.2%
〔女性〕	母集団数	母集団割合	回収標本数	回収標本割合	ウェイト値	規正標本数	規正標本割合
東京	3,924	9.7%	265	13.3%	0.73	194	9.7%
大阪・愛知県	1,197	3.0%	110	5.5%	0.54	59	3.0%
高裁所在地	531	1.3%	56	2.8%	0.47	26	1.3%
高裁不所在地	1,920	4.8%	228	11.5%	0.42	95	4.8%
合計	7,572	18.8%	659	33.1%		374	18.8%
総計	40,305	100.00%	1,989	100.00%		1,989	100.00%

【注】本調査では、女性の抽出確率を高める重み付けサンプリングを行っているため、集計に際しては、その点を調整する必要がある。また、地域ごとの回収率にも差があったため、そのまま集計すると、回収率の低い地域の回答者が過剰代表され、回収率の高い地域の回答者の回答が過少代表されるという歪みも生じることになる。そこで集計に際しては、「男性＝東京」「男性＝大阪・愛知県」「男性＝高裁所在地」「男性＝高裁不所在地」「女性＝東京」「女性＝大阪・愛知県」「女性＝高裁所在地」「女性＝高裁不所在地」の8つのグループごとに、標本の構成が母集団の構成と近似するように調整することとした。具体的には、実際に回収された標本数のうち、「弁護士活動従事者」であり、かつ「男性」または「女性」と回答した者に理論的に算出されたウェイト値を乗じて規正標本数を計算した（なお、実際の回収標本数が2,192であるのに対して、規正標本数は1,989となっているが、これは、ウェイトを勘案した重み付け集計後の値を四捨五入して整数値で表示しているため、その合計数に誤差が生じたものである。）。本特集の集計・分析では、特に明示しない限り、このように実際の回収標本数にウェイト値を乗じて調整した集計（以下「ウェイト付集計」という）の結果を用いている。

資料 特1-3 回答者の性別・司法修習期の分布

	全体	1～9期	10～14期	15～19期	20～24期	25～29期	30～34期	35～39期	40～44期
男性（人）	1,615	4	15	25	54	57	75	73	69
割合（％）	100	0.3	0.9	1.5	3.3	3.6	4.6	4.5	4.3
女性（人）	374	—	—	1	7	4	4	7	5
割合（％）	100	—	—	0.2	2	1	1	1.8	1.3
	45～49期	50～54期	55～59期	60～65期 （旧修習）	60～65期 （新修習）	66～69期	70期～	司法修習は 受けていない	無回答
男性（人）	58	105	140	74	292	226	90	12	246
割合（％）	3.6	6.5	8.6	4.6	18	14	5.6	0.7	15.2
女性（人）	12	30	36	24	91	66	25	—	62
割合（％）	3.1	8.2	9.6	6.3	24.3	17.8	6.6	—	16.7

【注】弁護士活動に従事していたと回答した者についての、ウェイト付集計後の数値である。

4 弁護士活動への従事の有無

本調査では、調査票の冒頭で、2019年に弁護士活動に従事していたかどうかを質問し、その回答のいかんによって、以後の質問の内容を変えている。その回答の分布は、以下のとおりである。なお、この設問に関する回答については、ウエイト付集計を行っていない。

有効回答数 2,192 人のうち、2019年に「弁護士活動に従事していた」と回答した者が 92.2%、「まったく（もしくはほとんど）従事していなかった」と回答した者が 7.8%であった。

なお、図表における数値は、四捨五入あるいはウエイト付集計の結果、合算して 100% にならない場合がある。また、単位未満を四捨五入している関係で、内訳の合計と回答計が合わない場合がある。また、全体の回答計と、クロス集計結果とを併記している表において、ウエイト値についての四捨五入の関係及び表側に配置した変数の基となった設問において無回答がある関係で、全体の回答計と表側に配置した説明変数ごとの回答数の合計とは必ずしも一致しない。

資料 特1-4 2019年の弁護士活動状況

	回答計	従事していた	全く（もしくはほとんど） 従事していなかった
回答数（人）	2,192	2,021	171
割合（%）	100	92.2	7.8

5 経済基盤調査の凡例等について

以下は、次の頁以降の表・グラフ等に関する凡例である。

なお、経済基盤調査 2020 の調査結果の詳細については「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書 2020（「自由と正義」臨時増刊号第 72 巻 8 号（通巻 870 号）」）も参照されたい。また、集計処理の関係上、次頁以降の表・グラフ等の数値は前述の実態調査報告書の数値と異なる場合がある。

■地域別分類について

東京	東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会所属の弁護士。
大阪・愛知県	大阪弁護士会・愛知県弁護士会所属の弁護士。
高裁所在地	東京、大阪・愛知県を除いた高裁の本庁がある地域の弁護士会所属の弁護士。
高裁不所在地	高裁の本庁がない地域の弁護士会所属の弁護士。

■案件の種類別分類について

A 非紛争案件	現に紛争が生じていない案件をいう。例えば、契約書作成、契約締結ないし事業開始に先立つ調査、定款の作成・変更、法人の資金調達・組織変更、税務、登記事務、遺言書作成など。現に紛争が生じていない事案の相談も含む。
(1) 破産管財人等案件	破産管財人、民事再生法又は会社更生法上の管財人、会社法上の取締役等職務代行者、保全管理人の事務をいう。
(2) 後見人等案件	成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人・成年後見監督人・保佐監督人・任意後見監督人、相続財産管理人、不在者財産管理人の事務をいう。
(3) その他の財産管理案件	財産管理案件のうち、(1) 及び (2) に該当しないもの（例えば私的な不動産管理など）をいう。
(4) 契約関連案件	現に紛争が生じていない事案における、契約書の作成、査読、修正、契約締結交渉及びその支援の事務をいう。
(5) その他の非紛争案件	非紛争案件のうち、(1) から (4) に該当しないものをいう。
B 紛争案件	現に紛争が生じている案件をいう。現に紛争が生じている事案の相談も含む。
(1) 裁判所案件	調停、訴訟、強制執行、督促手続、非訟など裁判所に係属しているものをいう。破産・会社更生・民事再生等の申立てや後見・保佐・補助等の申立ても含む。なお、裁判所に係属する前提で受任し申立て準備中のものもこれに入れる。ただし、管財人として行っている訴訟等は数えない。
(2) その他の紛争案件	紛争案件のうち、「裁判所案件」に該当しないものをいう。

経済基盤調査 2020の各種データの分析について

1 所属事務所、事務所内の地位

(1) 所属事務所の種類

回答者の所属事務所について、89.3%が一般的な法律事務所であり、2010年時調査（93.9%）と比較して、4.6ポイント減少しているが、依然として一般的な法律事務所で活動している弁護士がほとんどである。また、企業内弁護士の割合が7.6%であり、2010年調査時（1.8%）から5.8ポイント増加し、官庁・自治体で活動する弁護士の割合が0.3%と2010年調査（0.1%）と比較して増加しているが、これらを合わせても1割に満たない。なお、一般的な法律事務所以外の活動先としては、企業、法テラス法律事務所、外国法共同事業事務所、都市型公設事務所、ひまわり基金法律事務所の順となっている。

資料 特1-5-1 所属事務所の種類（地域別）

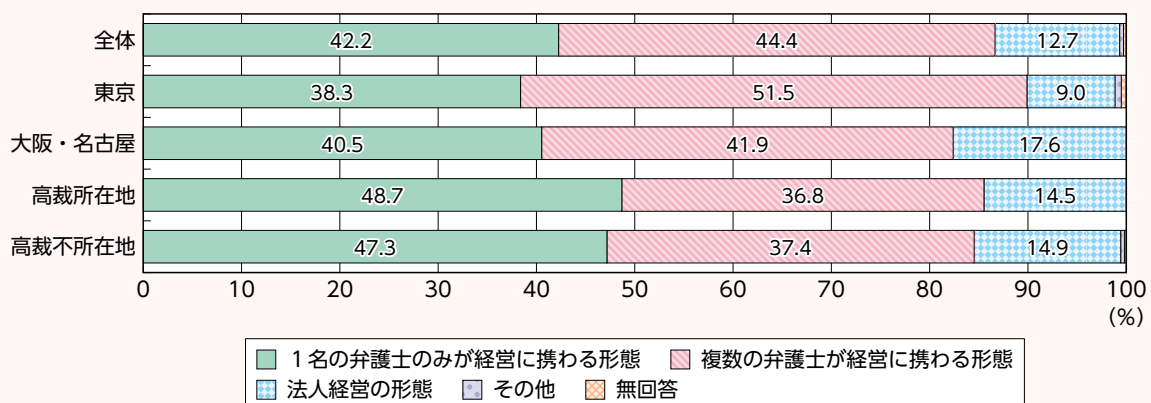
〔上段：回答数（人） 下段：割合（%）〕

	全体	ひまわり基金 法律事務所	都市型 公設事務所	法テラス 法律事務所	企業	官庁・ 自治体	外国法共同 事業事務所	左記以外の一般的な 法律事務所（弁護士 法人の事務所を含む）	その他	無回答
全体	1,989	5	8	14	152	6	18	1,776	9	1
	100.0%	0.3%	0.4%	0.7%	7.6%	0.3%	0.9%	89.3%	0.5%	0.1%
東京	946	0	4	3	121	0	18	793	6	1
	100.0%	0.0%	0.4%	0.3%	12.8%	0.0%	1.9%	83.8%	0.6%	0.1%
大阪・愛知県	320	0	0	1	14	4	0	301	1	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.3%	4.4%	1.3%	0.0%	94.1%	0.3%	0.0%
高裁所在地	162	2	0	2	5	0	0	152	1	0
	100.0%	1.2%	0.0%	1.2%	3.1%	0.0%	0.0%	93.8%	0.6%	0.0%
高裁不所在地	560	3	4	8	12	3	0	529	0	0
	100.0%	0.5%	0.7%	1.4%	2.1%	0.5%	0.0%	94.5%	0.0%	0.0%

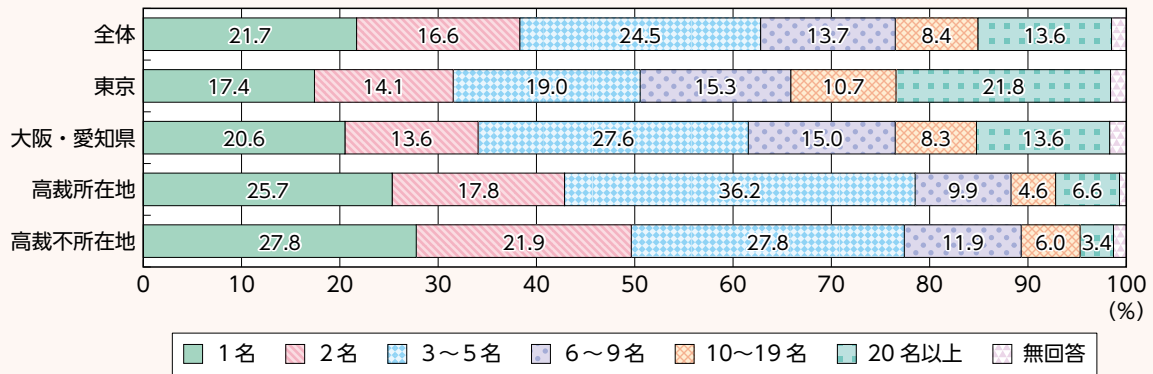
(2) 事務所の経営形態、事務所に所属する弁護士数、事務所内での地位

全国的には、1名の弁護士のみが経営に携わる形態（42.2%）、複数の弁護士が経営に携わる形態（44.4%）がおおむね拮抗し、法人経営の形態が12.7%となっている。2010年調査時では、法人経営が5.6%であったことからすれば、2倍以上に増加している。2010年調査時と比較すれば、複数人による法律事務所の経営が進んでいるといえる。

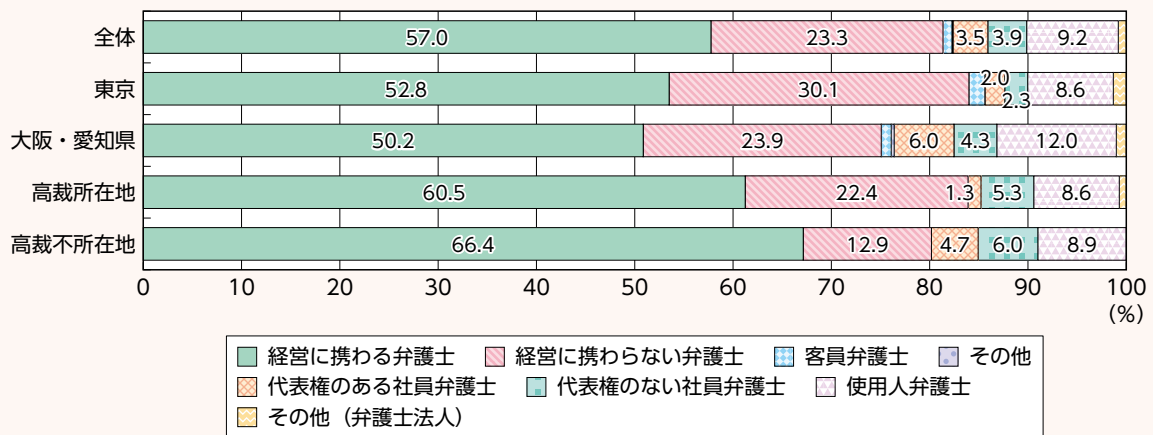
資料 特1-5-2 事務所の経営形態（地域別）



資料 特1-5-3 事務所に所属する弁護士数（地域別）



資料 特1-5-4 事務所内での地位（地域別）



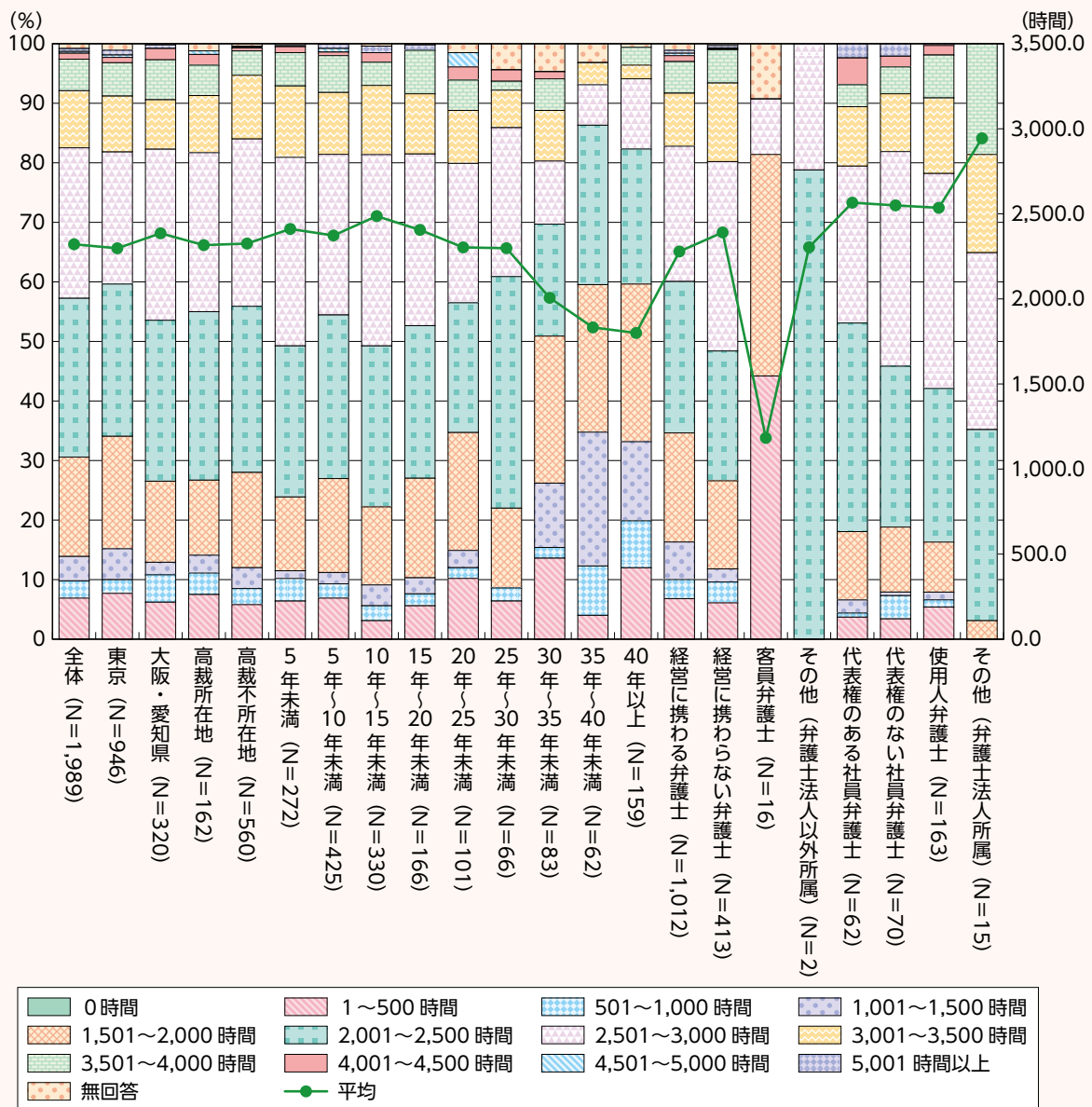
2 業務内容

（1）業務時間

2020年調査の全体の労働時間の平均は、2,321.2時間（中央値2,340時間）であった。2010年調査では、2,269.16時間であったところ、今回は約52時間増加している。

また、2,000時間以下の割合が30.6%、3,000時間を超えるとの回答は16.7%であった。2010年調査ではそれぞれ39.8%、12.9%であったことから、2010年調査と比較すると、2,000時間以下の割合が9.2ポイント低下し、3,000時間を超えるとの回答が約3.8ポイント増加している。必ずしも背景は明らかではないが、全体として多少総労働時間が増加していることが見て取れる。

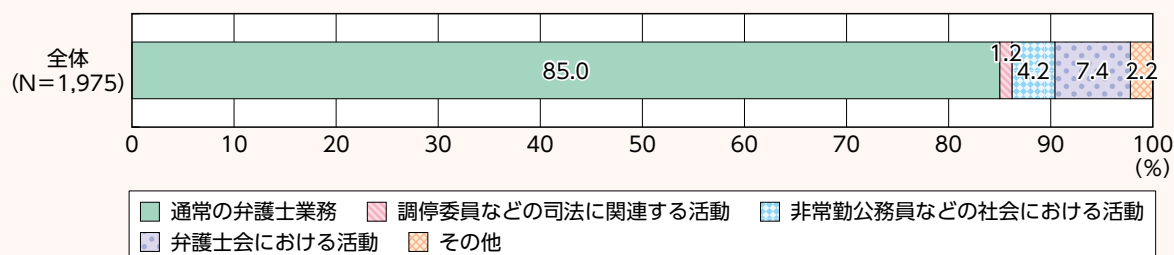
資料 特1-6-1 年間総労働時間（全体）



(2) 業務別に費やした時間

1年間の総労働時間を100%とした場合に各業務等に費やした時間の割合は、以下のとおりである。法律事務を行う通常の弁護士業務（それに準ずる組織内弁護士の業務を含む）に費やした時間の割合の平均が85.0%、司法に関連する活動が1.2%、社会における活動が4.2%、弁護士会における活動が7.4%、その他が2.2%という結果であった。2010年調査では弁護士業務と公益業務に費やした時間の割合の合計は85.0%であり、司法に関連する活動が1.4%、社会における活動が4.3%、弁護士会における活動が7.2%、その他が2.0%だった。

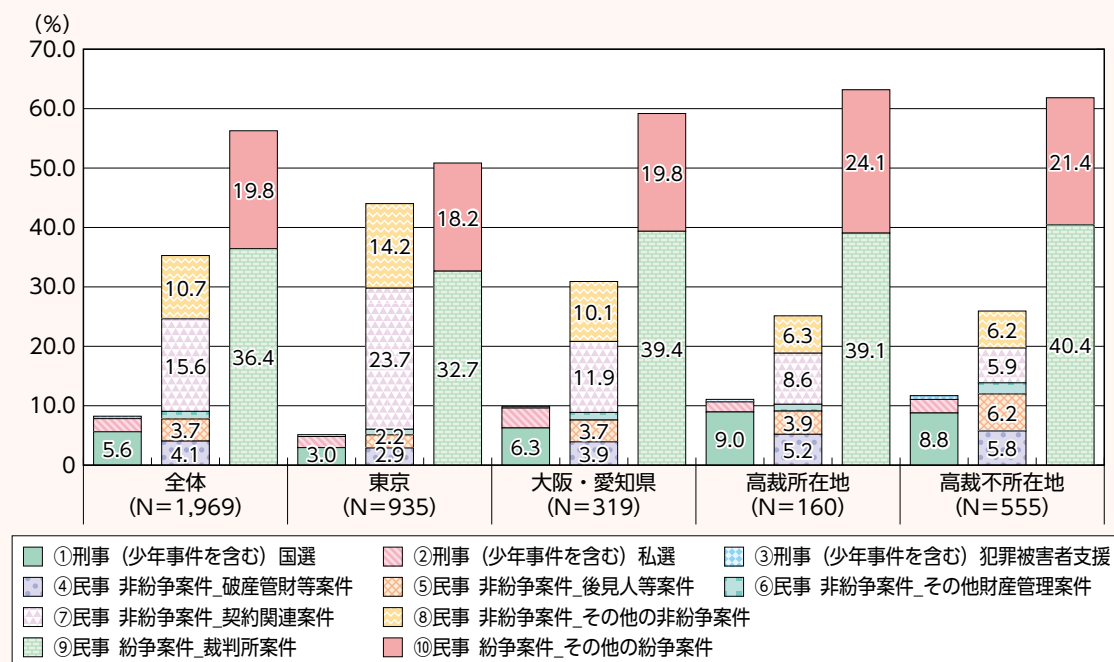
資料 特1-6-2 労働時間の内訳



(3) 弁護士業務の割合

2010年調査の際と同様に、我が国の弁護士の業務は民事が中心であるといえる。そして約6割がトラブル発生後の事後処理である。

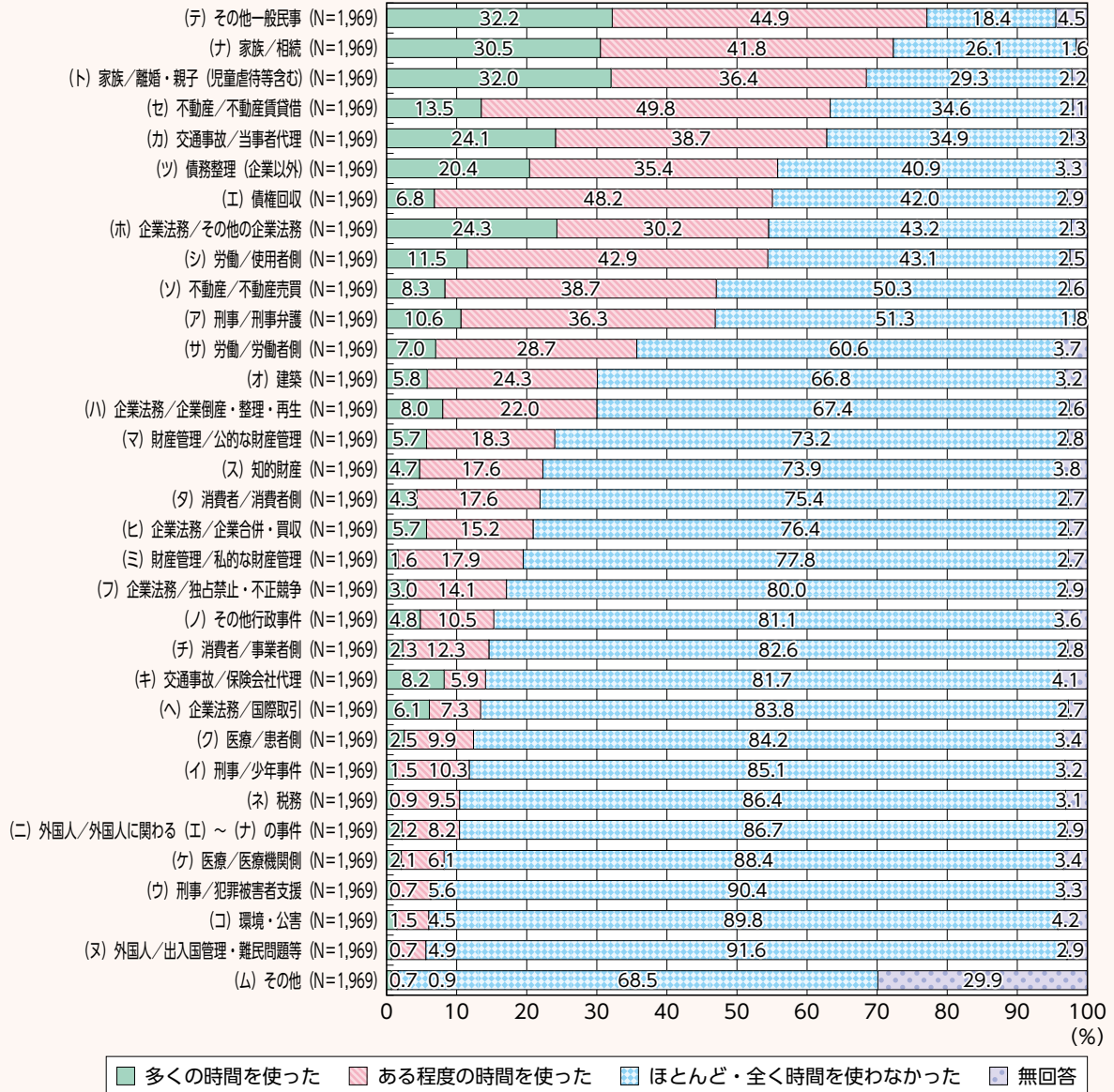
資料 特1-6-3 弁護士業務に費やした時間の割合（地域別）



（4）業務分野

「通常の弁護士業務」を一般的な業務に分類し、各分野にどれくらいの時間を使ったのか、その程度に関する結果を示したものが以下である（「多くの時間を使った」「ある程度の時間を使った」の回答の割合が多い順番に並べ替えている。）。2010年調査における「非常に多くの時間を使った」「かなりの時間を使った」「ある程度の時間を使った」の割合の上位10件と、今回の上位10分野を比較したのが資料特1-6-5である。

資料 特1-6-4 各業務の投入時間（割合）



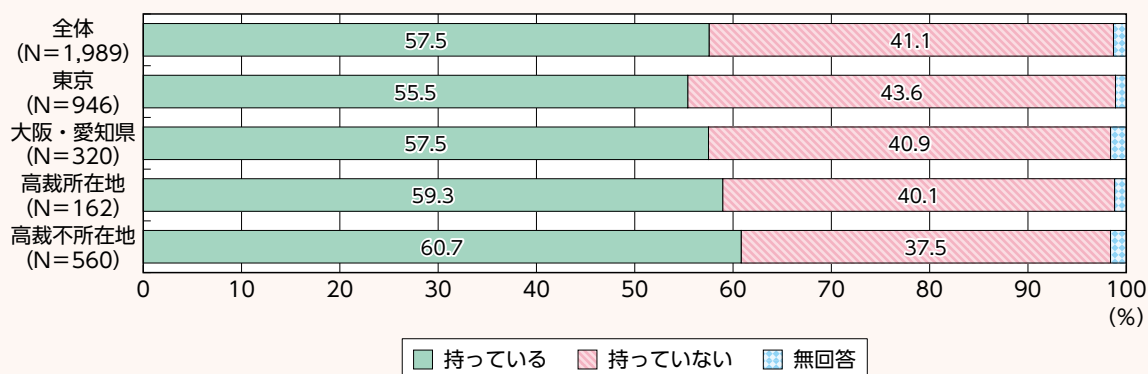
資料 特1-6-5 各業務の投入時間（2010年調査との比較）

2020年調査	割合	2010年調査	割合
(テ) その他一般民事	77.1%	離婚	60.7%
(ナ) 家族/相続	72.3%	遺言・相続	60.1%
(ト) 家族/離婚・親子(児童虐待等含む)	68.4%	クレ・サラ事件	54.0%
(セ) 不動産/不動産賃貸借	63.3%	刑事弁護	48.5%
(カ) 交通事故/当事者代理	62.8%	債権回収	45.8%
(ツ) 債務整理(企業以外)	55.8%	不動産賃貸借貸し主側	42.8%
(工) 債権回収	55.0%	企業倒産・整理・再生	42.6%
(ホ) 企業法務/その他の企業法務	54.5%	その他の企業法務	42.6%
(シ) 労働/使用者側	54.4%	交通事故原告側	39.7%
(ソ) 不動産/不動産売買	47.0%	労働問題使用者側	32.1%

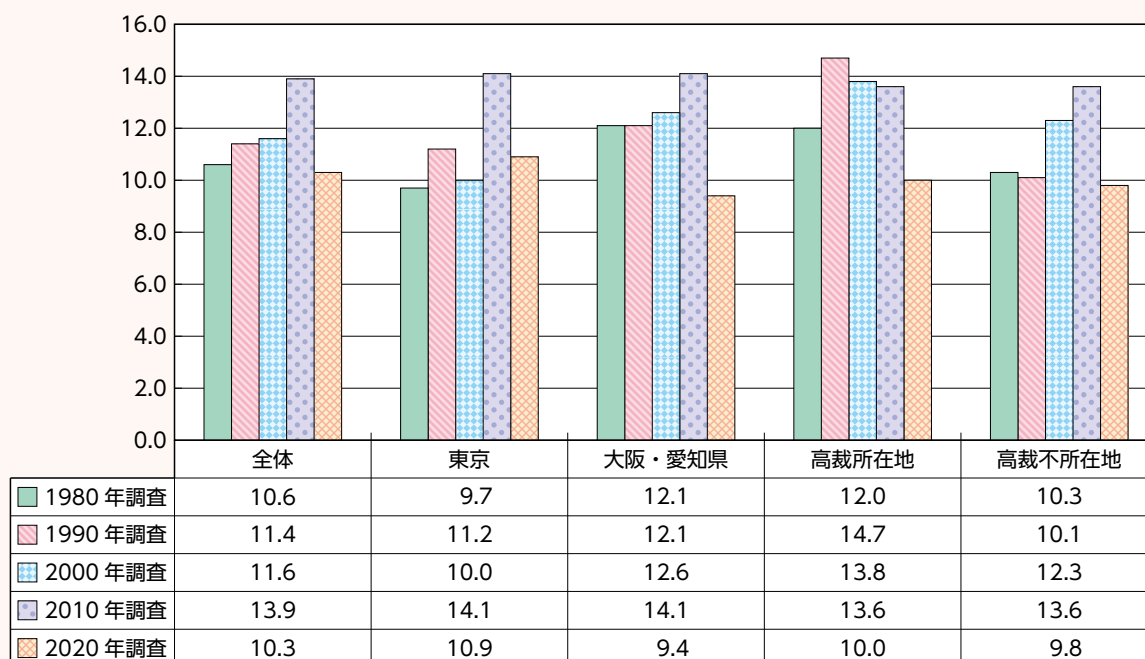
(5) 顧問先

顧問先を持っているとの回答は全体の平均で57.5%であった。2000年調査では顧問先を持っているとの回答は80.6%で、2010年調査では63.5%となり、17.1ポイントの減少と指摘されていたが、さらに、2020年調査では9ポイントの下落となった。2010年調査では、2000年調査から17.1ポイント減少の要因として、景気の回復を実感できないこと、弁護士数の大幅な増加、その大部分が若年層の増加であることを指摘していた。今回の調査の減少は、同様の要因が持続して存在しているためと考えられる。

資料 特1-6-6 顧問先の有無（地域別）



資料 特1-6-7 平均顧問先数（地域別）の過去の調査結果との比較



全体 2000年 (N=881)、2010年 (N=992)、2020年 (N=1989)
 東京 2000年 (N=341)、2010年 (N=458)、2020年 (N=946)
 大阪・愛知県 2000年 (N=159)、2010年 (N=182)、2020年 (N=320)
 高裁所在地 2000年 (N=73)、2010年 (N=87)、2020年 (N=162)
 高裁不所在地 2000年 (N=308)、2010年 (N=265)、2020年 (N=560)
 (注) 1980年及び1990年調査における母数は不明である。

3 収入・所得

（1）修習期別の算定方式・タイムチャージ金額の分布

報酬の算定方式については、「専ら、着手金・報酬金方式による」の回答が多数である（73.2%）。なお、2010年調査では同方式は82.2%であり、今回の調査で減少した。また、タイム・チャージ方式についても、2010年調査で7.9%であったものが、2020年調査では6.0%へと減少した。

ただし、「弁護士業務の報酬を算定することが無い」（9.3%）という選択肢については今回の調査より追加しており、2010年調査の際には無かった選択肢である。

資料 特1-7-1 弁護士報酬の算定方式（修習期別）

	専ら、着手金・報酬金方式による	専ら、時間制（タイム・チャージ）方式による	両者を同程度に併用している	弁護士業務の報酬を算定することがない	無回答
全体（N = 2012）	73.2%	5.0%	9.9%	9.3%	2.6%
1～9期（N = 4）	50.0%	—	—	50.0%	—
10～14期（N = 12）	58.3%	—	8.3%	25.0%	8.3%
15～19期（N = 22）	63.6%	—	13.6%	4.5%	18.2%
20～24期（N = 59）	81.4%	—	6.8%	5.1%	6.8%
25～29期（N = 59）	86.4%	—	5.1%	1.7%	6.8%
30～34期（N = 68）	79.4%	2.9%	11.8%	1.5%	4.4%
35～39期（N = 75）	84.0%	2.7%	9.3%	—	4.0%
40～44期（N = 66）	89.4%	3.0%	4.5%	1.5%	1.5%
45～49期（N = 74）	78.4%	1.4%	16.2%	2.7%	1.4%
50～54期（N = 132）	64.4%	9.1%	18.9%	5.3%	2.3%
55～59期（N = 183）	76.0%	8.2%	8.7%	5.5%	1.6%
60～65期（N = 677）	72.8%	5.0%	9.2%	10.6%	2.4%
66～69期（N = 423）	70.9%	4.3%	9.5%	13.7%	1.7%
70期～（N = 158）	62.7%	9.5%	9.5%	16.5%	1.9%

資料 特1-7-2 タイムチャージ金額の分布（1時間当たり）（修習期別）

（単位：％）

	0～10千円	11～20千円	21～30千円	31～40千円	41～50千円	51～60千円	61～70千円	71千円以上	無回答	平均値（千円）	中央値（千円）
全体（N = 300）	8.7%	28.3%	34.3%	16.7%	7.7%	2.3%	0.3%	1.0%	0.7%	30.5	29
1～9期（N = 0）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10～14期（N = 1）	100.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	5	5
15～19期（N = 3）	33.3%	33.3%	33.3%	—	—	—	—	—	—	18.33	20
20～24期（N = 4）	25.0%	—	—	—	50.0%	—	—	25.0%	—	140	50
25～29期（N = 3）	—	—	33.3%	33.3%	—	—	—	—	33.3%	35	35
30～34期（N = 10）	10.0%	—	50.0%	—	20.0%	10.0%	—	10.0%	—	66.3	30
35～39期（N = 9）	—	—	33.3%	22.2%	33.3%	11.1%	—	—	—	41.67	40
40～44期（N = 5）	20.0%	—	—	20.0%	20.0%	40.0%	—	—	—	43.6	50
45～49期（N = 13）	7.7%	23.1%	23.1%	15.4%	23.1%	—	—	—	7.7%	30.25	30
50～54期（N = 37）	8.1%	21.6%	16.2%	43.2%	8.1%	2.7%	—	—	—	31.68	34
55～59期（N = 31）	3.2%	25.8%	25.8%	29.0%	16.1%	—	—	—	—	30.65	30
60～65期（N = 96）	5.2%	28.1%	41.7%	17.7%	3.1%	2.1%	1.0%	1.0%	—	29	30
66～69期（N = 58）	10.3%	48.3%	36.2%	3.4%	1.7%	—	—	—	—	22.02	20
70期～（N = 30）	16.7%	33.3%	50.0%	—	—	—	—	—	—	19.87	21

(2) 事業（営業等）収入及び給与収入（事業収入＋給与収入）

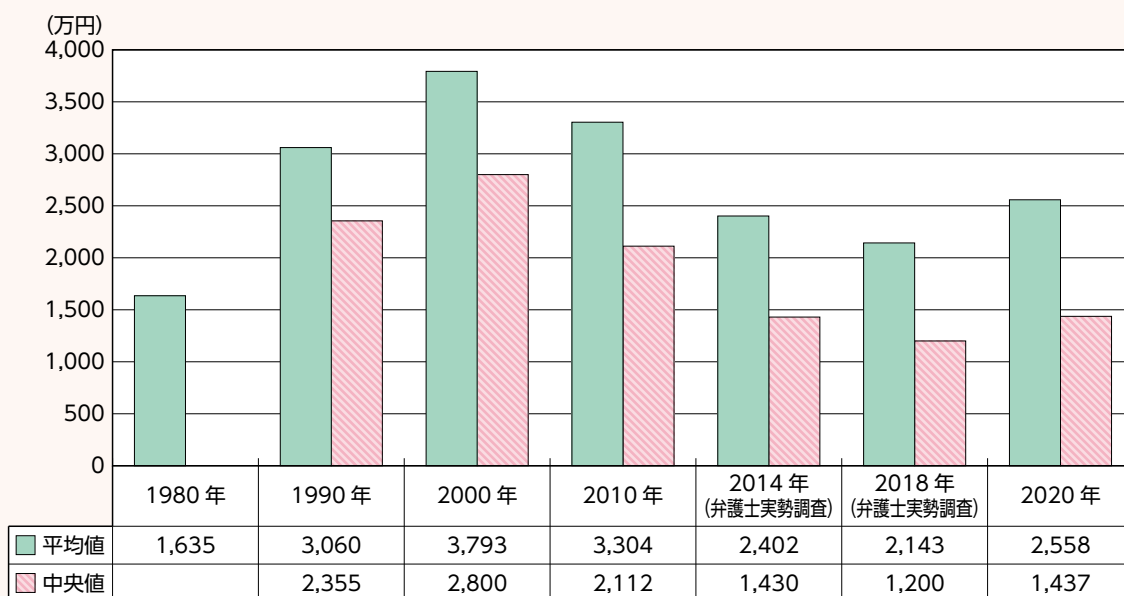
確定申告書に基づく事業（営業等）収入と給与収入の合計の平均値・中央値については、2020年調査では0との回答者を含む場合にはそれぞれ2,558万円・1,437万円、0との回答者を除いた場合にはそれぞれ2,606.2万円・1,500万円であった。2010年調査ではそれぞれ3,304万円・2,112万円であった（0との回答者を含む）。なお、2020年調査では雑収入は含まれていない一方で、2010年調査では雑収入を含んだ収入であり、雑収入の平均値・中央値は102万円・0円だった。

2000年調査以前の調査における「弁護士活動による収入」＝「粗収入」の平均値・中央値は、2000年調査ではそれぞれ3,793万円・2,800万円、1990年調査ではそれぞれ3,060万円・2,355万円、1980年調査ではそれぞれ1,635万円・不明であった。

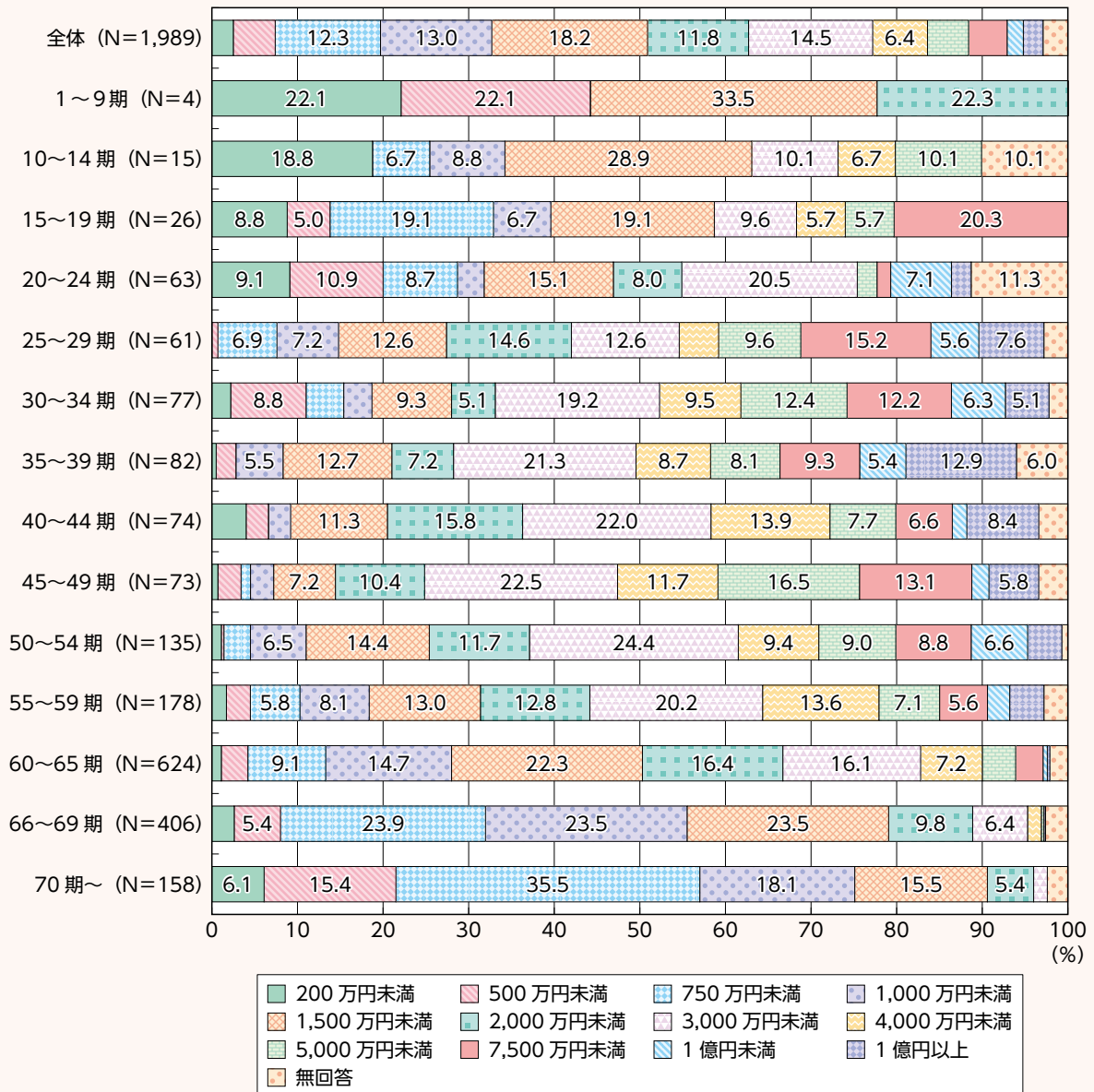
10年ごとに行われる経済的基盤調査の間に実施されている弁護士実勢調査においても収入と所得を尋ねているため、2010年調査以降に実施されている弁護士実勢調査についての結果も掲記した。

2014年調査（その他の事業による収入、不動産収入、利子、配当、年金、恩給等は除いた弁護士活動での収入・所得を尋ねている）では平均値・中央値がそれぞれ2,402万円・1,430万円、2018年調査（不動産収入、利子、配当、年金、恩給等は除いた収入・所得を尋ねている）ではそれぞれ2,143万円・1,200万円であった。ただし、以上で掲記した各調査での収入・所得に関しては、それぞれ収入の問い方が異なっているため、比較する際には注意が必要である。

資料 特1-7-3 事業（営業等）収入及び給与収入の合計の推移・全体（「0」との回答者を含む）



資料 特1-7-4 回答者全体（確定申告者・確定申告していない給与収入者）の収入（修習期別）（「0」との回答者を含む）



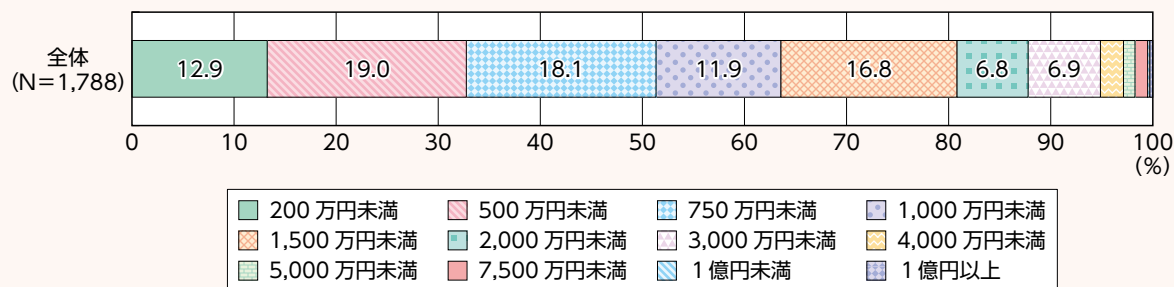
	全体 (N=1,989)	1~9期 (N=4)	10~14期 (N=15)	15~19期 (N=26)	20~24期 (N=63)	25~29期 (N=61)	30~34期 (N=77)	35~39期 (N=82)	40~44期 (N=74)	45~49期 (N=73)	50~54期 (N=135)	55~59期 (N=178)	60~65期 (N=624)	66~69期 (N=406)	70期~ (N=158)
平均 (万円)	2,462.6	901.4	1,446.8	2,274.3	2,658.7	6,475.8	3,636.4	5,555.4	5,756.1	3,931.7	3,666.0	3,134.1	1,886.1	1,093.9	768.5
中央値 (万円)	1,330.0	1,068.0	1,203.0	1,000.0	1,300.0	2,258.0	2,748.0	2,887.0	2,500.0	2,951.0	2,517.0	2,110.0	1,400.0	900.0	660.0

【注】 確定申告者の収入については、事業（営業等）収入及び給与収入を合計した。確定申告していない給与収入者の収入については、給与所得の源泉徴収票における支払金額に記載の金額が回答されている。

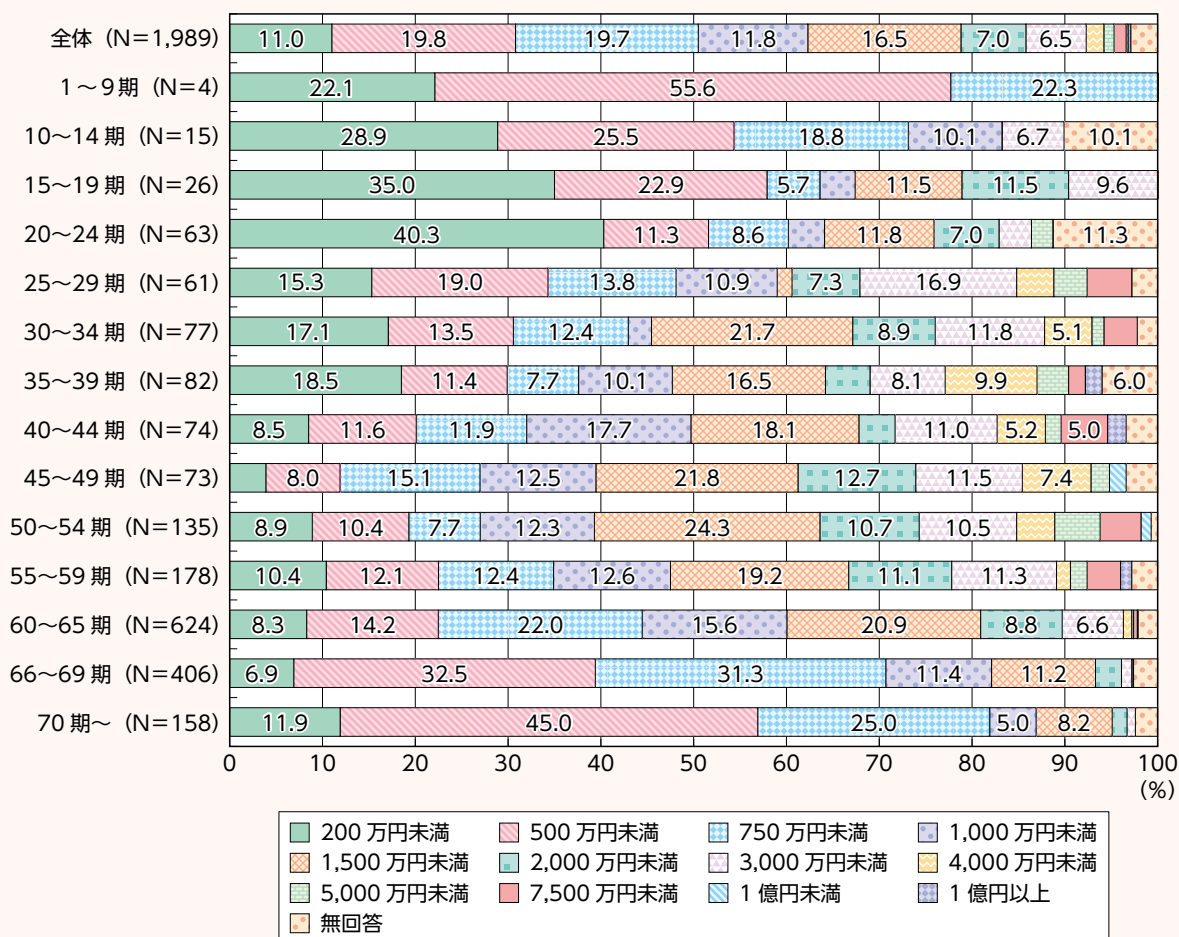
(3) 所得

所得合計の全国平均値は1,119.1万円（回答数1,788、なお0以下を除くと1,206万円）、中央値は700万円（0以下を除くと770万円）となっている。2010年調査では平均値が1,471万円、中央値が959万円であったため、いずれも減少している。分布としては、200万円以上500万円未満が最も多く19%、次いで500万円以上700万円未満（18.1%）、1,000万円以上1,500万円未満（16.8%）となっている。

資料 特1-7-5 所得合計（全体・地域別）（「0」との回答者を含む）



資料 特1-7-6 回答者全体の所得（修習期別）（「0」との回答者を含む）



	全体 (N=1,989)	1～9期 (N=4)	10～14期 (N=15)	15～19期 (N=26)	20～24期 (N=63)	25～29期 (N=61)	30～34期 (N=77)	35～39期 (N=82)	40～44期 (N=74)	45～49期 (N=73)	50～54期 (N=135)	55～59期 (N=178)	60～65期 (N=624)	66～69期 (N=406)	70期～ (N=158)
平均値 (万円)	1,106.4	313.9	469.4	702.2	578.8	1,455.5	1,298.8	2,121.7	1,863.2	1,518.9	1,621.5	1,514.1	955.0	860.3	519.3
中央値 (万円)	700.0	256.0	358.0	448.0	300.0	736.0	1,000.0	950.0	910.0	1,043.0	1,101.0	1,000.0	799.0	550.0	461.0

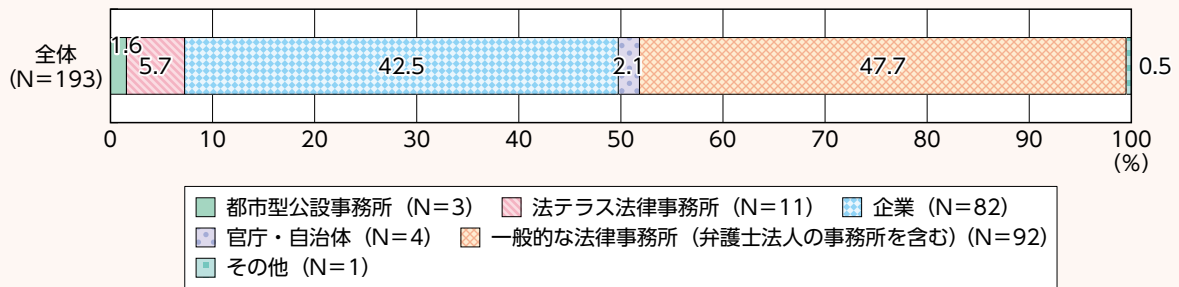
【注】 確定申告者の所得については、所得金額合計の数値、確定申告していない給与所得者の所得については、給与所得の源泉徴収票における給与所得控除後の金額が回答されている。

（４）確定申告していない者の所属の分布及び所属ごとの収入・所得の分布

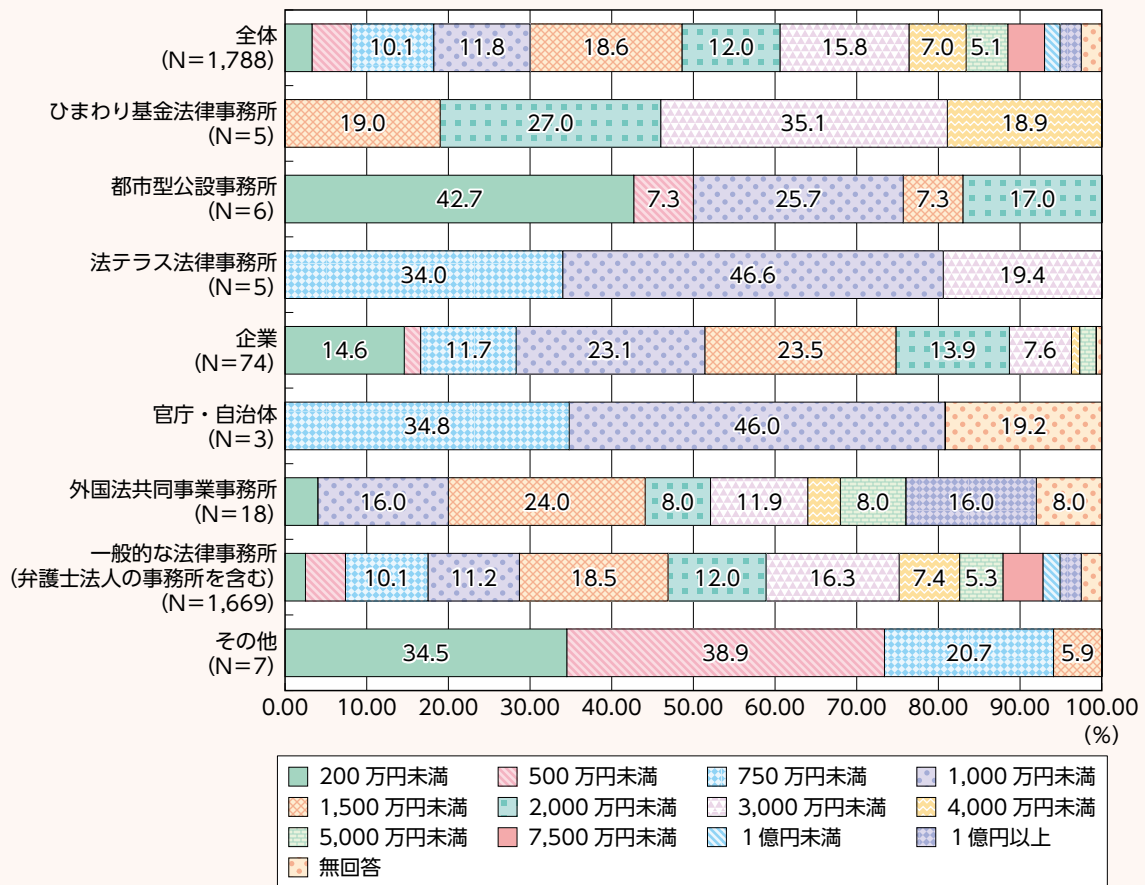
資料特 1-7-7 は確定申告していない者の所属の分布である。一般的な法律事務所（弁護士法人の事務所を含む）と企業とでその大半を占めている。

また、資料特 1-7-8 から 1-7-11 は、所属別の収入・所得の分布である。

資料 特1-7-7 確定申告していない者の所属分布



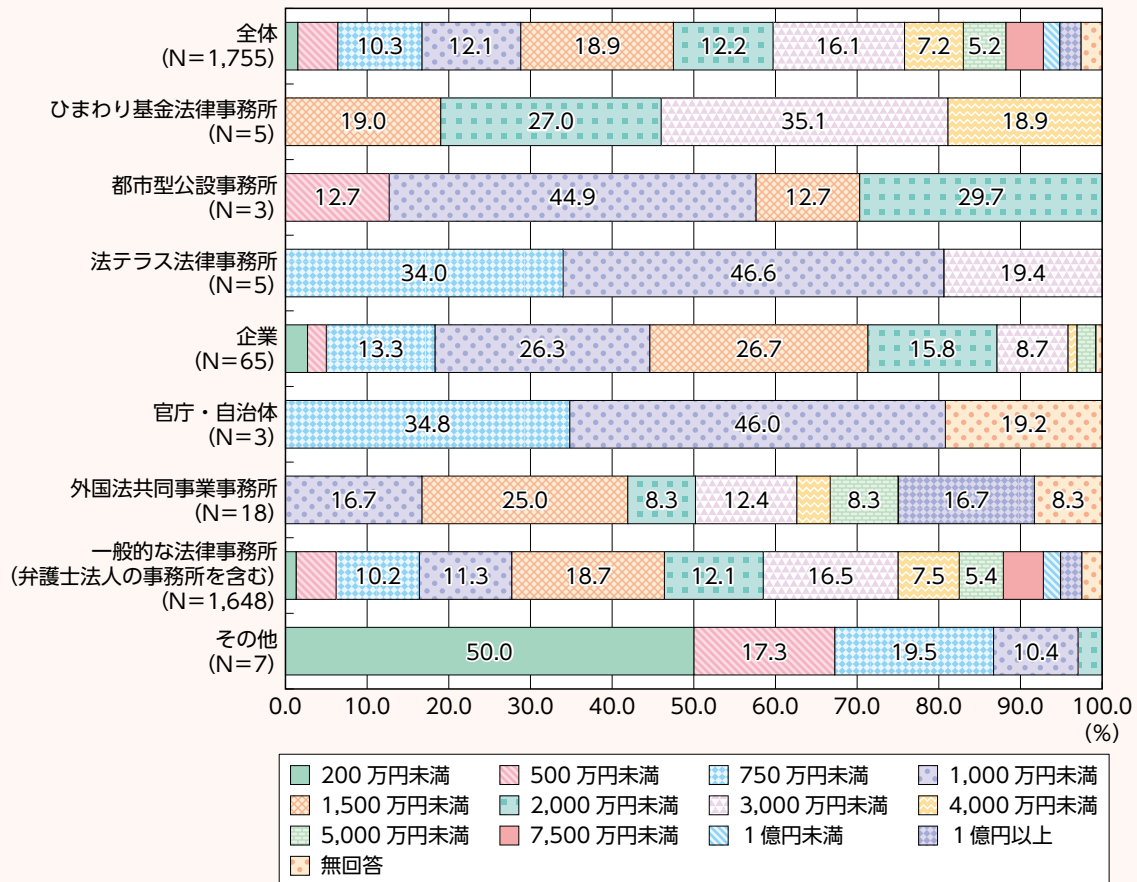
資料 特1-7-8 所属事務所別の収入金額の合計（「0」以下の回答者を含む）



	全体 (N=1,788)	ひまわり基金法律事務所 (N=5)	都市型公設事務所 (N=6)	法テラス法律事務所 (N=5)	企業 (N=74)
平均 (万円)	2,557.57	2,241.86	614.82	1,081.55	1,116.28
最小値 (万円)	0	1,184	0	555	0
最大値 (万円)	122,000	3,754	1,732	2,300	4,850
中央値 (万円)	1,437	2,000	617.5	870	979

	官庁・自治体 (N=3)	外国法共同事業事務所 (N=18)	一般的な法律事務所 (弁護士法人の事務所を含む) (N=1,669)	その他 (N=7)
平均 (万円)	834.94	4,667.87	2,625.47	346.68
最小値 (万円)	720	0	0	100
最大値 (万円)	922	20,000	122,000	1,000
中央値 (万円)	922	1,800	1,500	216

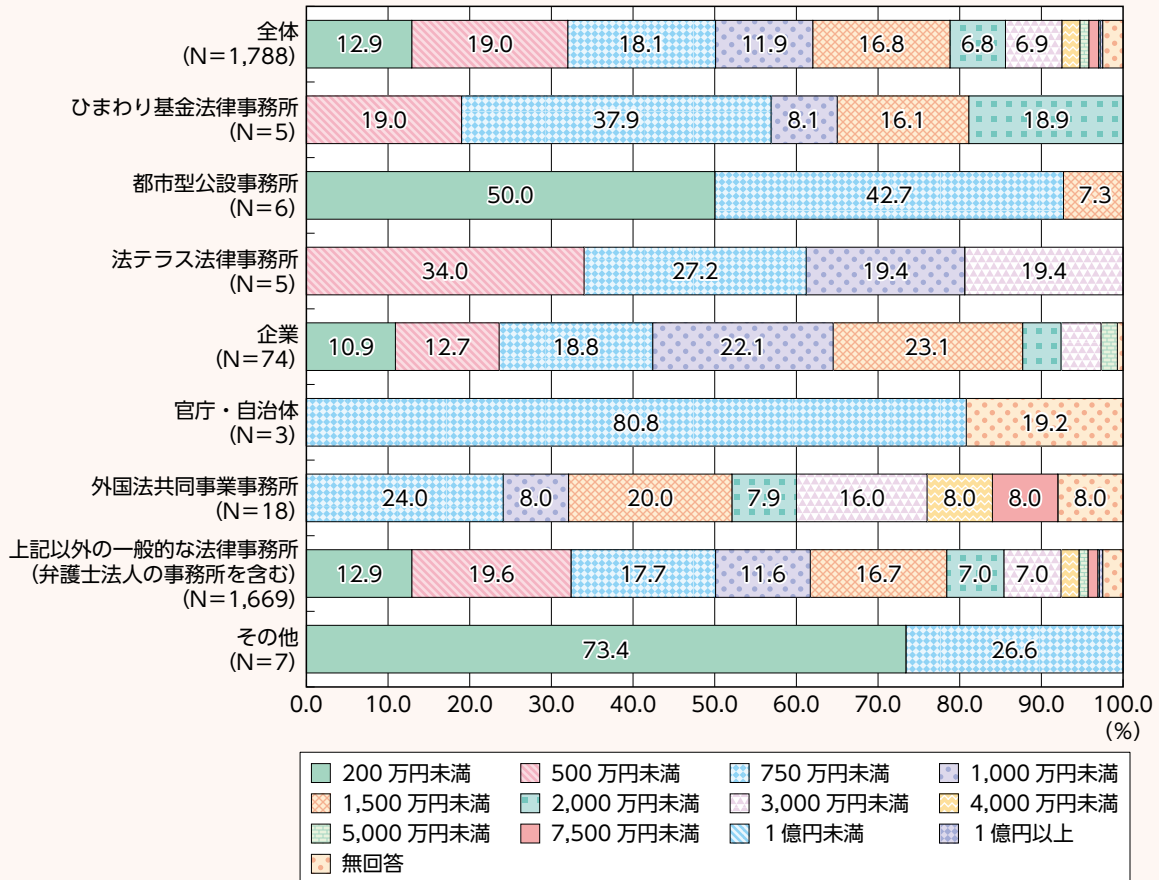
資料 特1-7-9 所属別の収入金額の合計（「0」以下の回答者を除く）



	全体 (N=1,755)	ひまわり基金法律事務所 (N=5)	都市型公設事務所 (N=3)	法テラス法律事務所 (N=5)	企業 (N=65)
平均 (万円)	2,606.24	2,241.86	1,073.82	1,081.55	1,273.31
最小値 (万円)	10	1,184	400	555	10
最大値 (万円)	122,000	3,754	1,732	2,300	4,850
中央値 (万円)	1,500	2,000	835	870	1,030

	官庁・自治体 (N=3)	外国法共同事業事務所 (N=18)	一般的な法律事務所 (弁護士法人の事務所を含む) (N=1,648)	その他 (N=7)
平均 (万円)	834.94	4,878.67	2,658.58	346.68
最小値 (万円)	720	854	10	100
最大値 (万円)	922	20,000	122,000	1,000
中央値 (万円)	922	1,800	1,500	216

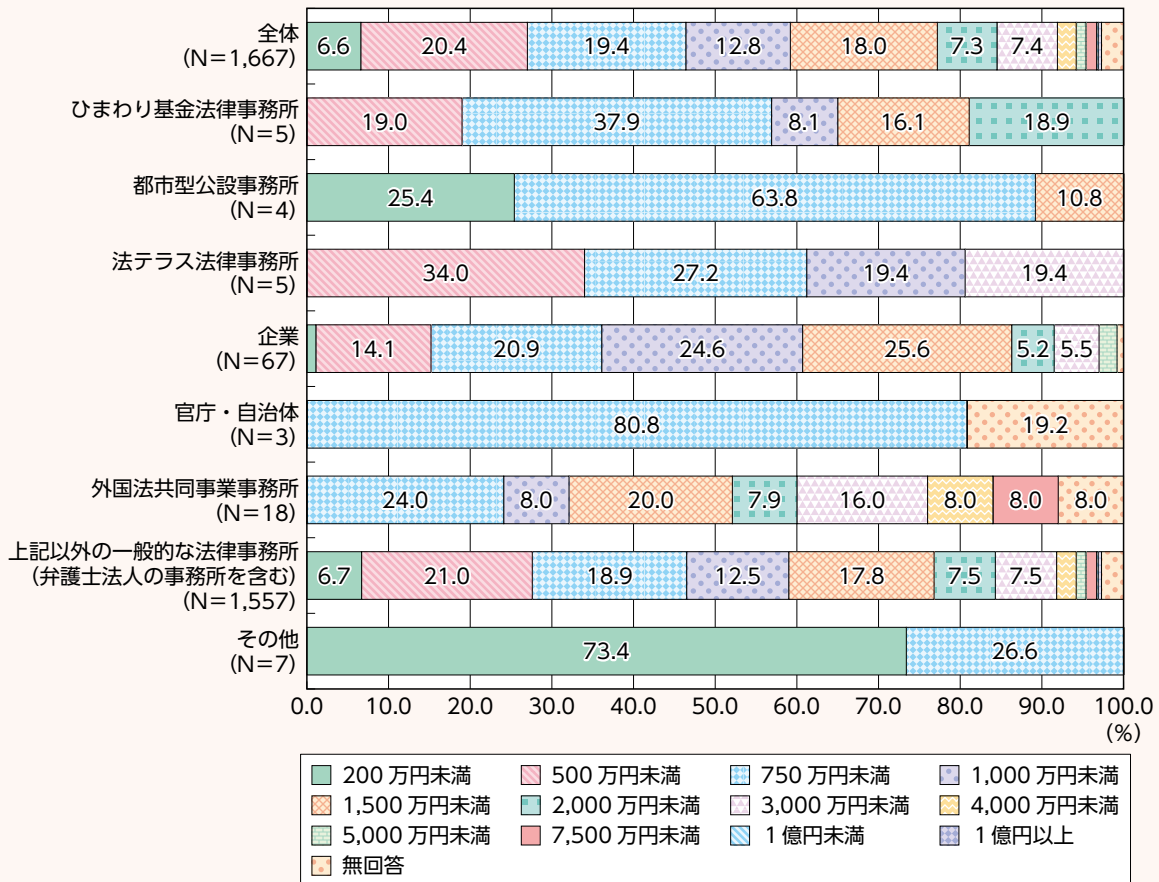
資料 特1-7-10 所属事務所別の所得金額の合計（「0」以下の回答者を含む）



	全体 (N=1,788)	ひまわり基金法律事務所 (N=5)	都市型公設事務所 (N=6)	法テラス法律事務所 (N=5)	企業 (N=74)
平均 (万円)	1,119.07	869.79	353.6	867.83	925.5
最小値 (万円)	-1,400	277	0	354	0
最大値 (万円)	93,074	1,943	1,050	2,100	4,630
中央値 (万円)	700	530	337	650	800

	官庁・自治体 (N=3)	外国法共同事業事務所 (N=18)	上記以外の一般的な法律事務所 (N=1,669)	その他 (N=7)
平均 (万円)	630.99	1,809.11	1,129.73	178.74
最小値 (万円)	528	606	-1,400	1
最大値 (万円)	709	5,050	93,074	523
中央値 (万円)	709	1,450	700	55

資料 特 1-7-11 所属事務所別の所得金額の合計（「0」以下の回答者を除く）



	全体 (N=1,667)	ひまわり基金法律事務所 (N=5)	都市型公設事務所 (N=4)	法テラス法律事務所 (N=5)	企業 (N=67)
平均 (万円)	1,206.22	869.79	527.58	867.83	1,028.5
最小値 (万円)	1	277	115	354	100
最大値 (万円)	93,074	1,943	1,050	2,100	4,630
中央値 (万円)	770	530	559	650	850

	官庁・自治体 (N=3)	外国法共同事業事務所 (N=18)	上記以外の一般的な法律事務所 (弁護士法人の事務所を含む) (N=1,557)	その他 (N=7)
平均 (万円)	630.99	1,809.11	1,216.94	178.74
最小値 (万円)	528	606	4	1
最大値 (万円)	709	5,050	93,074	523
中央値 (万円)	709	1,450	770	55

4 業務内容と収入・所得

（1）弁護士業務別の民事事件収入及び弁護士業務に費やした時間の割合

民事事件のうち、非紛争案件の収入は、全体の平均値が 687 万 8,000 円であり、このうち財産管理（破産管財及び後見人等）が 122 万 7,000 円、その他（契約書作成、契約締結交渉等）が 565 万 1,000 円であった。紛争案件の収入は、全体の平均値が 1,137 万 2,000 円であり、このうち裁判所案件（訴訟、調停、強制執行、破産・後見等の申立て等）が 625 万 1,000 円であり、その他（紛争の交渉、ADR 等による解決等）が 512 万 1,000 円であった。

また、弁護士業務に費やした時間の割合の平均値・中央値については資料特 1-8-3 のとおりである。

資料 特1-8-1 業務別の民事事件収入の平均値及び中央値

(単位：万円)

民事事件合計 (N=1,989)	非紛争案件			紛争案件			
	合計	財産管理	その他	合計	裁判所案件	その他	
平均値	1,825.1	687.8	122.7	565.1	1,137.2	625.1	512.1
中央値	987	200	0	60	540	200	150

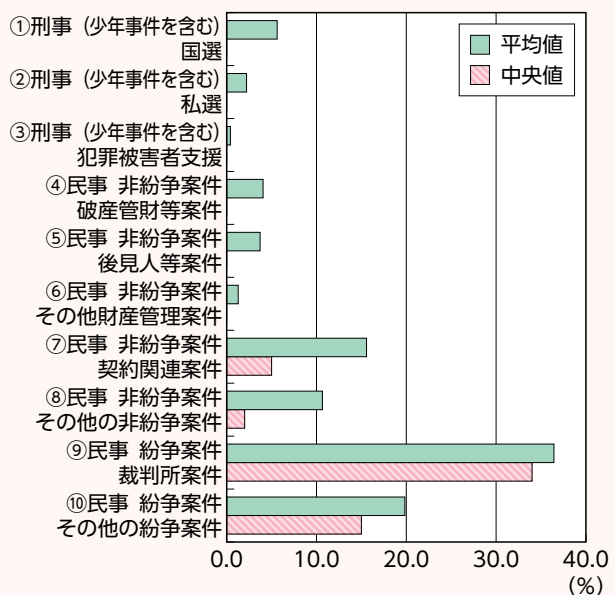
資料 特1-8-2 業務別の民事事件収入の平均値及び中央値（0との回答者を除く）

(単位：万円)

民事事件合計 (N=1,796)	非紛争案件			紛争案件			
	合計 (N=1,586)	財産管理 (N=1,028)	その他 (N=1,353)	合計 (N=1,674)	裁判所案件 (N=1,437)	その他 (N=1,483)	
平均値	2,061	903.6	284.4	906.4	1,398.1	928.2	731.5
中央値	1,100	350	150	300	800	500	339

資料 特1-8-3 弁護士業務に費やした時間の割合（平均値・中央値）

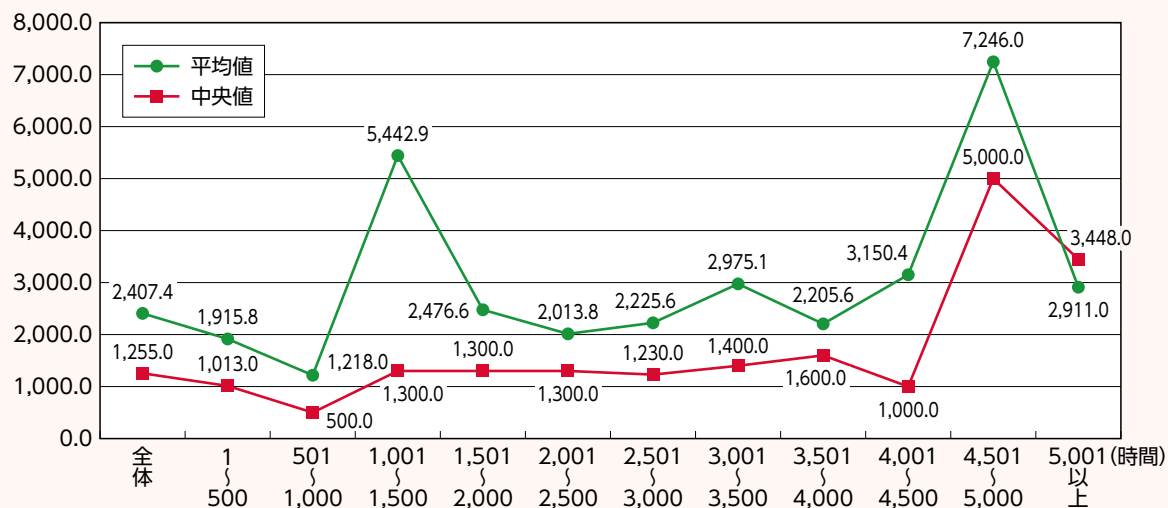
	平均値	中央値
① 刑事（少年事件を含む） 国選	5.6%	0.0%
② 刑事（少年事件を含む） 私選	2.2%	0.0%
③ 刑事（少年事件を含む） 犯罪被害者支援	0.4%	0.0%
④ 民事 非紛争案件 破産管財等案件	4.1%	0.0%
⑤ 民事 非紛争案件 後見人等案件	3.7%	0.0%
⑥ 民事 非紛争案件 その他財産管理案件	1.3%	0.0%
⑦ 民事 非紛争案件 契約関連案件	15.6%	5.0%
⑧ 民事 非紛争案件 その他の非紛争案件	10.7%	2.0%
⑨ 民事 紛争案件 裁判所案件	36.4%	34.0%
⑩ 民事 紛争案件 その他の紛争案件	19.8%	15.0%



(2) 業務時間と収入・所得

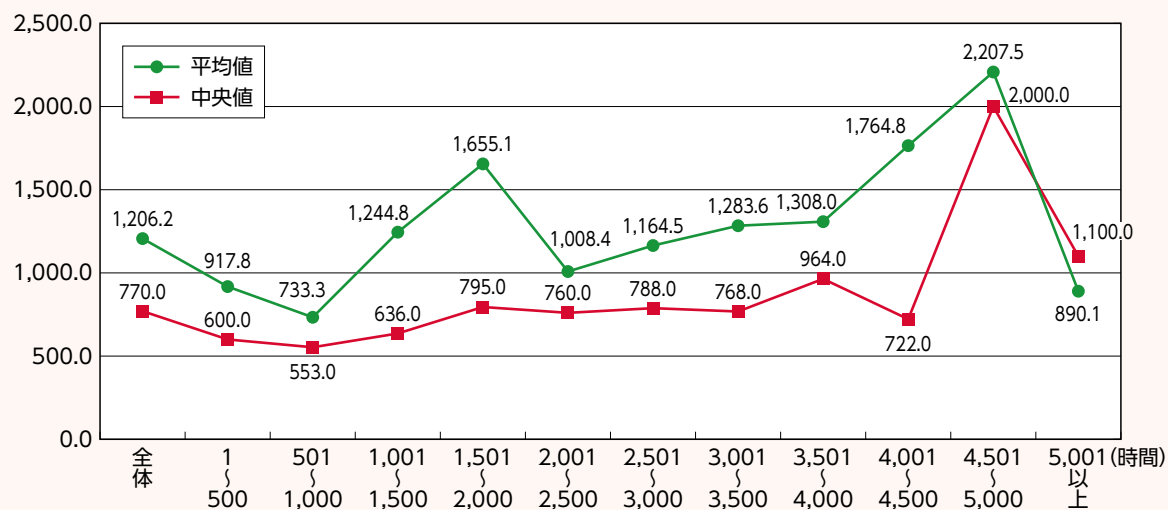
資料特 1-8-4 は年間の総労働時間ごとの収入金額（確定申告者の事業（営業等）収入及び給与収入の合計）の平均値・中央値である。また、資料特 1-8-5 は年間の総労働時間ごとの所得金額（所得金額は、確定申告者の所得金額の合計）の平均値・中央値である。

資料 特1-8-4 年間の総労働時間ごとの収入金額（平均値・中央値）



【注】収入金額は、確定申告者の事業（営業等）収入及び給与収入を合計した金額である。

資料 特1-8-5 年間の総労働時間ごとの所得金額（平均値・中央値）



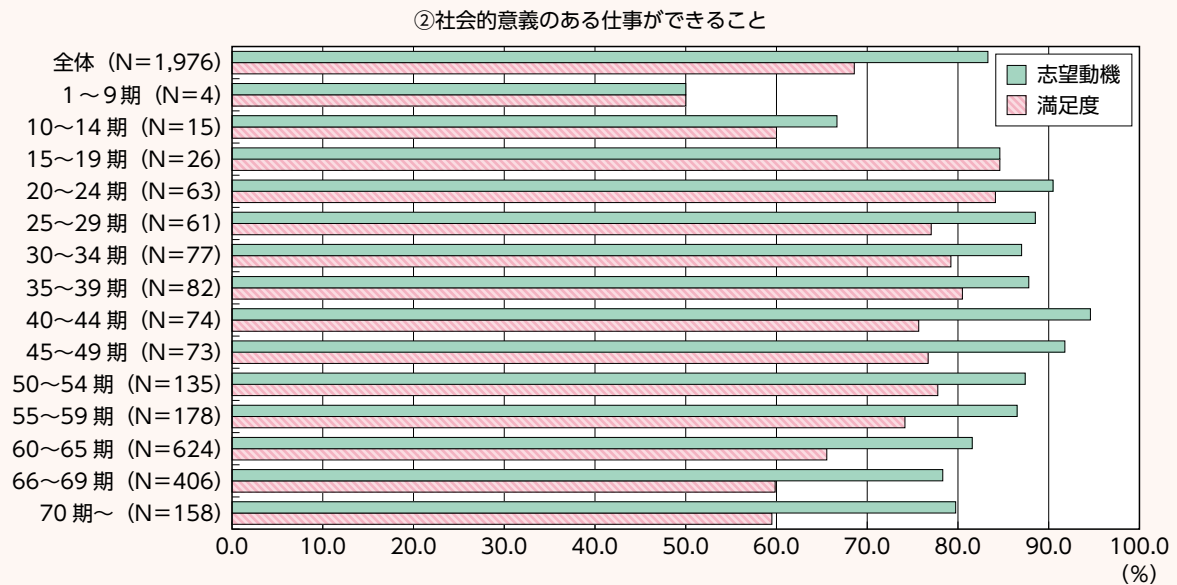
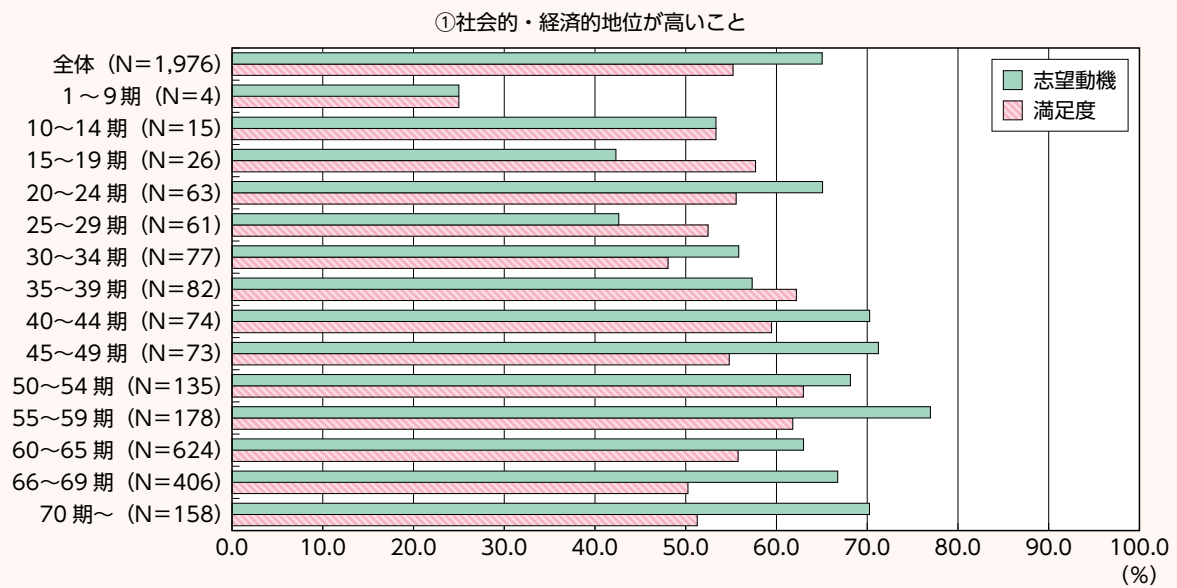
【注】所得金額は、確定申告者の所得金額合計である。

5 弁護士を志望した動機、自身の現在の状況の満足度、ストレス・不安・悩み、10年前との比較等

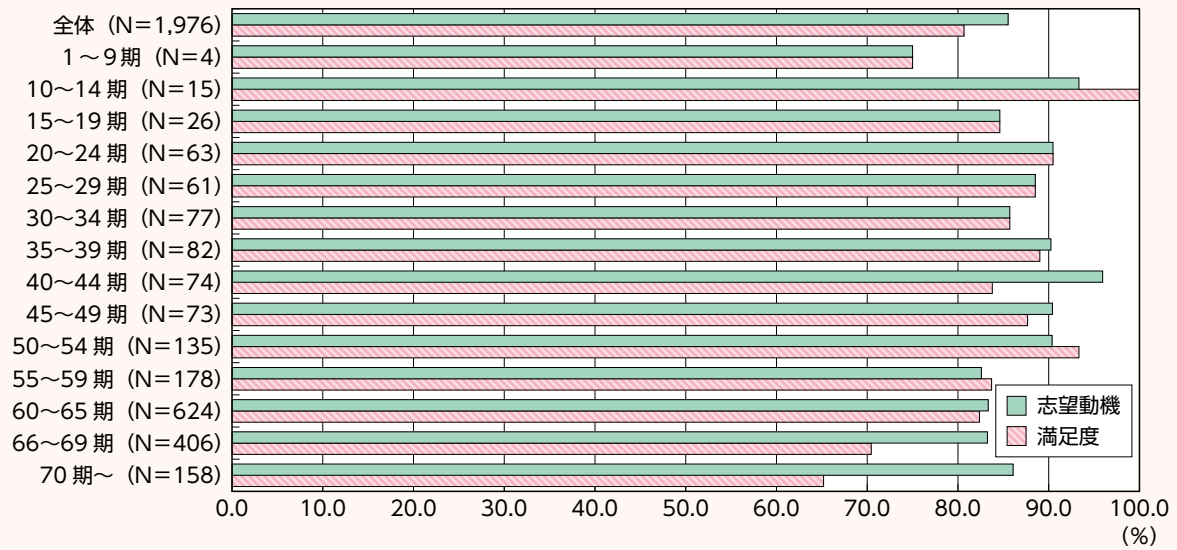
（1）弁護士を志望した動機と自身の現在の状況の満足度

資料特 1-9-1 は弁護士を志望した動機とその動機に関する現状の満足度を集計したものである。全体の傾向として弁護士を志望した動機としては、「自分の裁量で自律的に仕事ができること」、「社会的意義のある仕事ができること」の項目については大多数が当てはまると回答している。志望動機が高かった項目ほど現状の満足度も高くなっている。

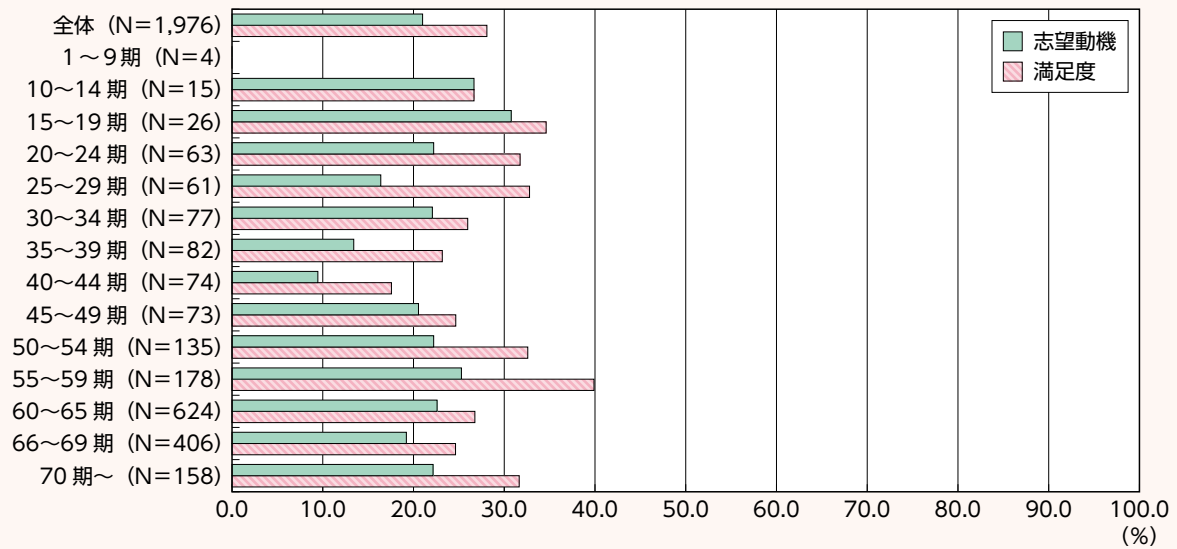
資料 特1-9-1 志望動機と満足度（修習期別）



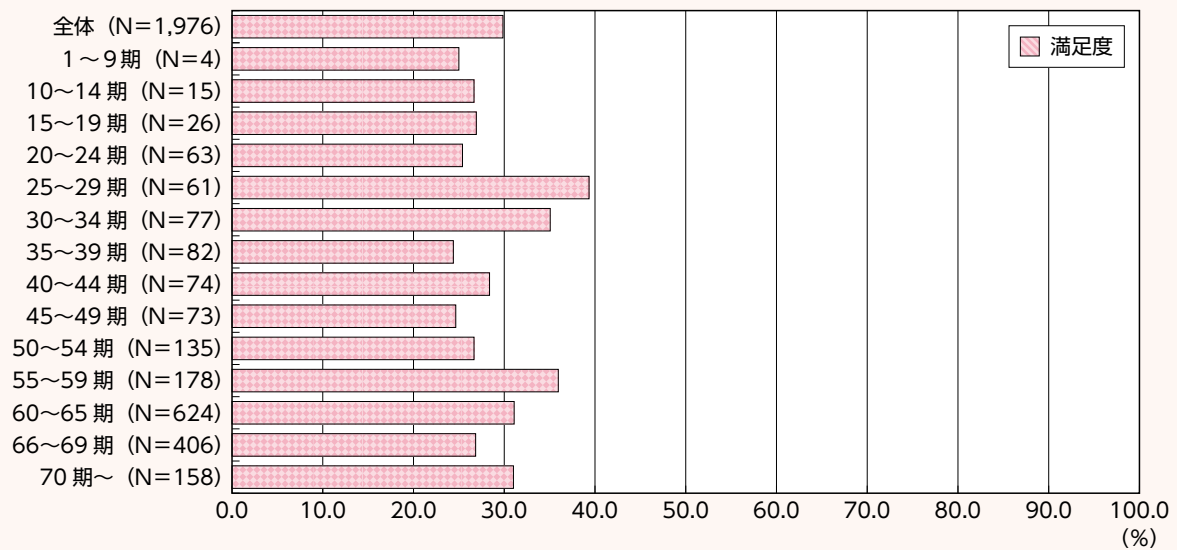
③自分の裁量で自律的に仕事ができること



④男性も女性も平等に仕事ができること



⑤弁護士としての自分の将来性

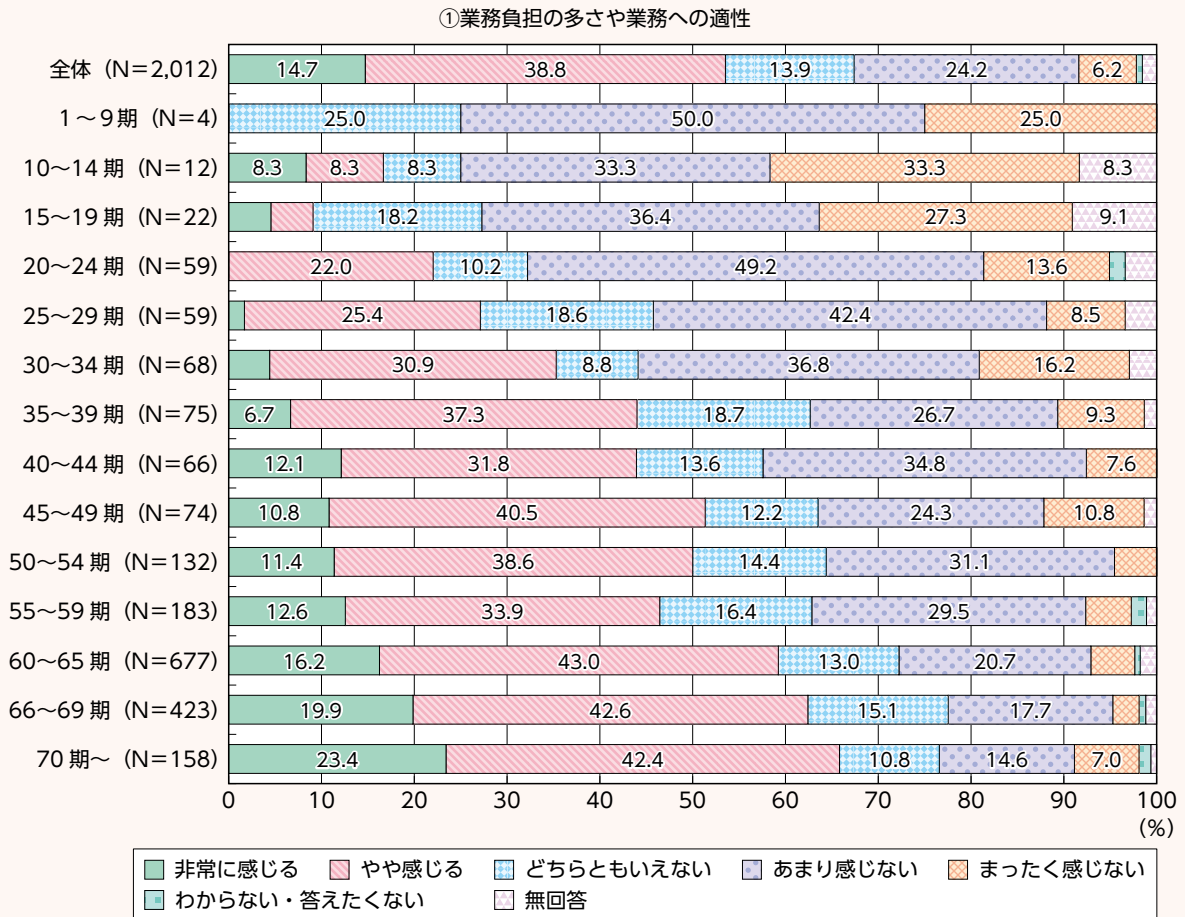


【注】 グラフは、弁護士を志望した動機を尋ねる設問において「強く当てはまる」と「やや当てはまる」を合計した割合、現状の満足度を尋ねる設問において「非常に満足」と「やや満足」を合計した割合を記載している。また、「⑤弁護士としての自分の将来性」については現状の満足度を尋ねる設問しか設定されていない。

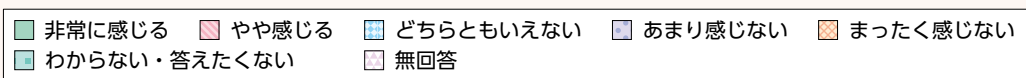
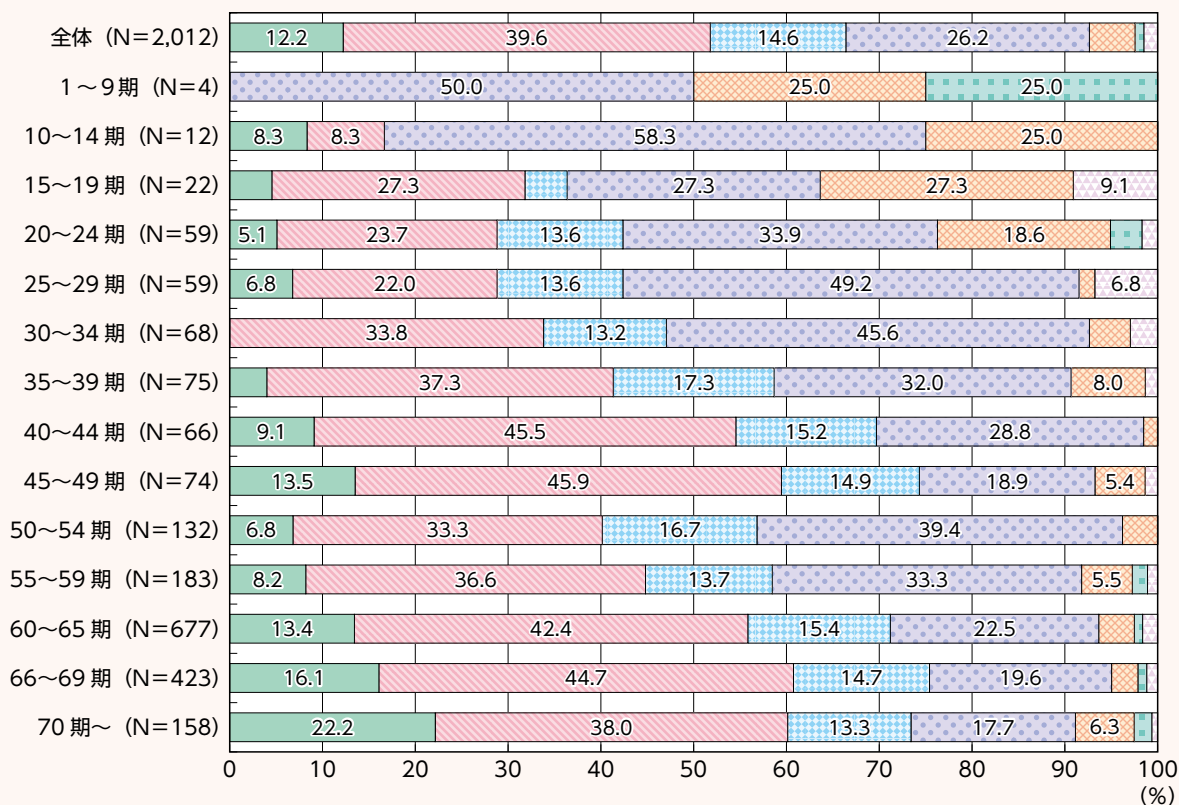
（2）現在感じているストレス・不安・悩み

ストレス・不安・悩みの原因については、「業務負担の多さや業務への適性」、「依頼者との関係」が他項目に比べて割合が高い。また逆に、ストレス・不安・悩みを感じないと回答した割合が最も高かったのは「職場の人間関係」であった。

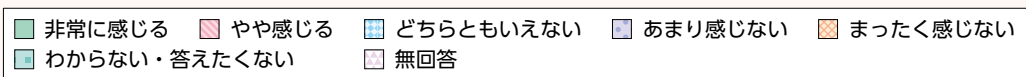
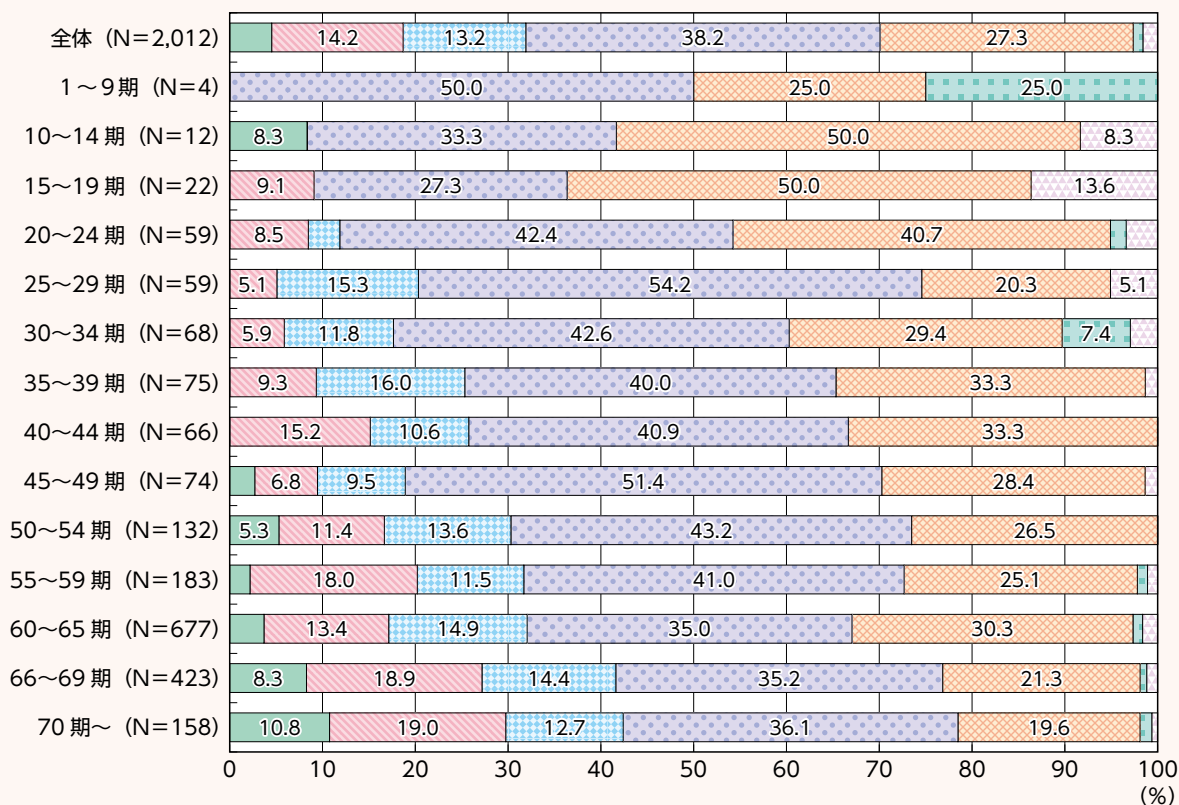
資料 特1-9-2 現在感じているストレス・不安・悩み（修習期別）



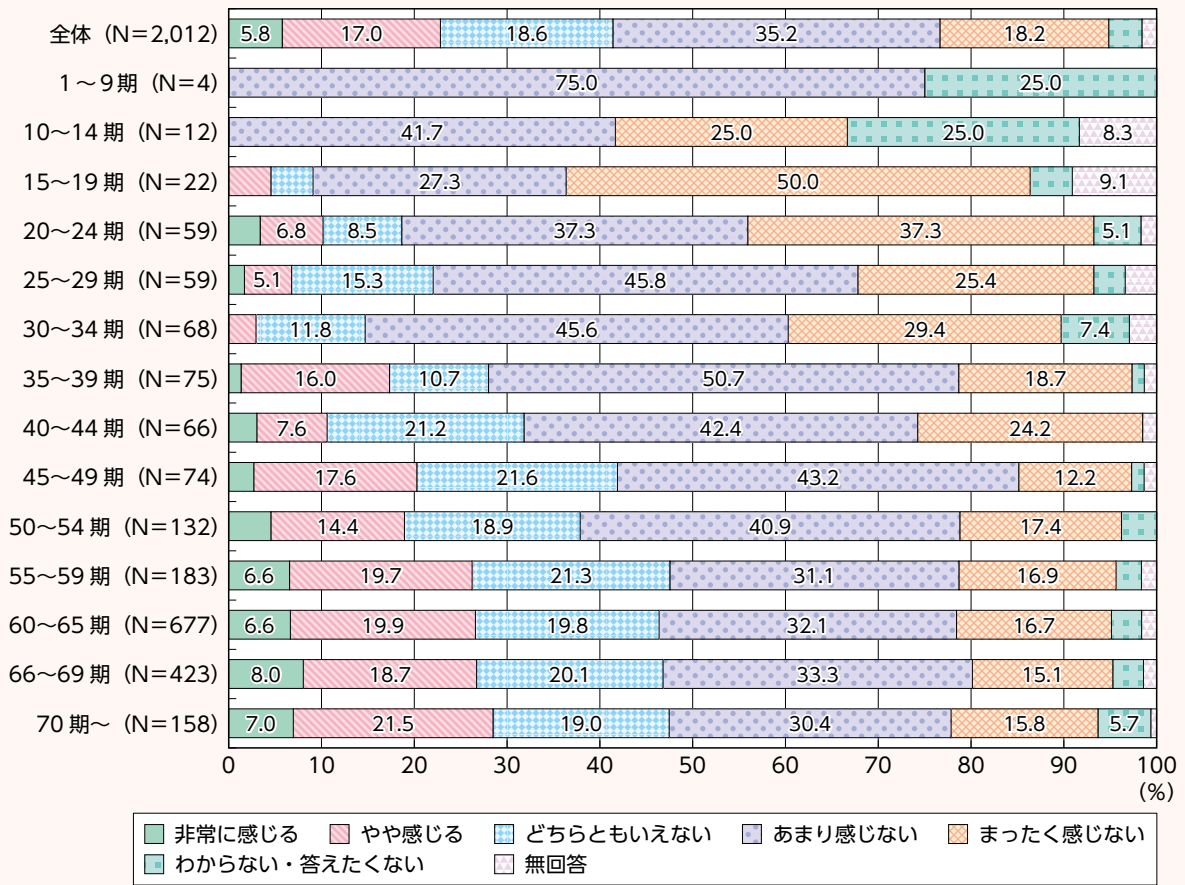
②依頼者との関係



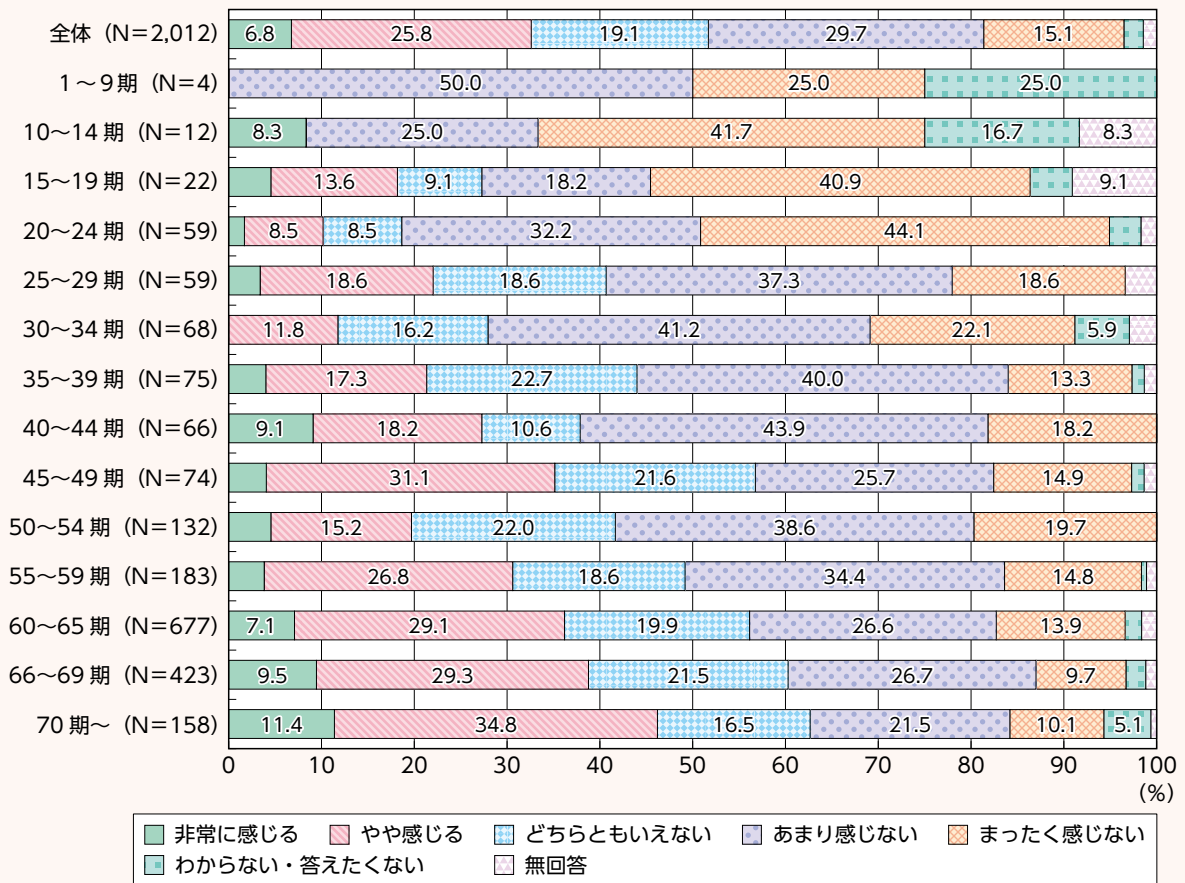
③職場の人間関係



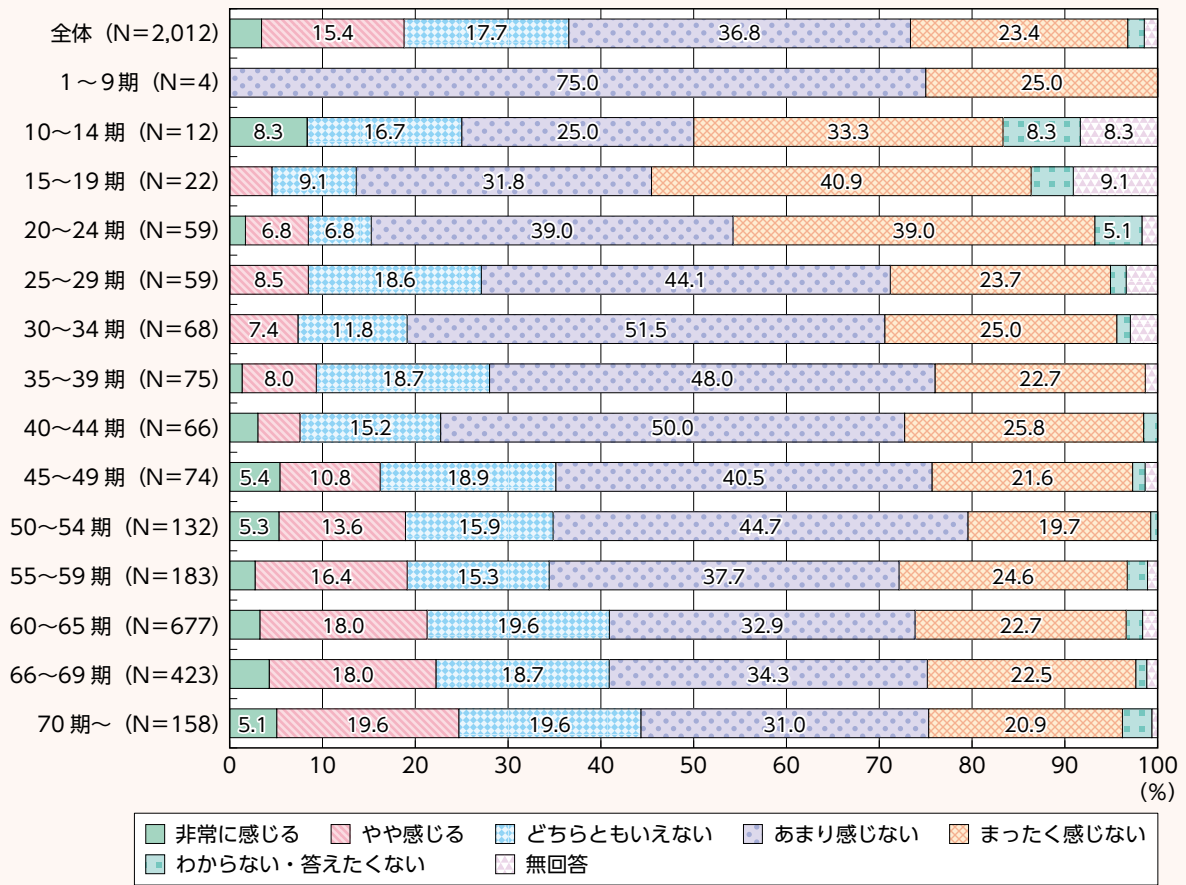
④ 弁護士会の会務



⑤ 弁護過誤、懲戒



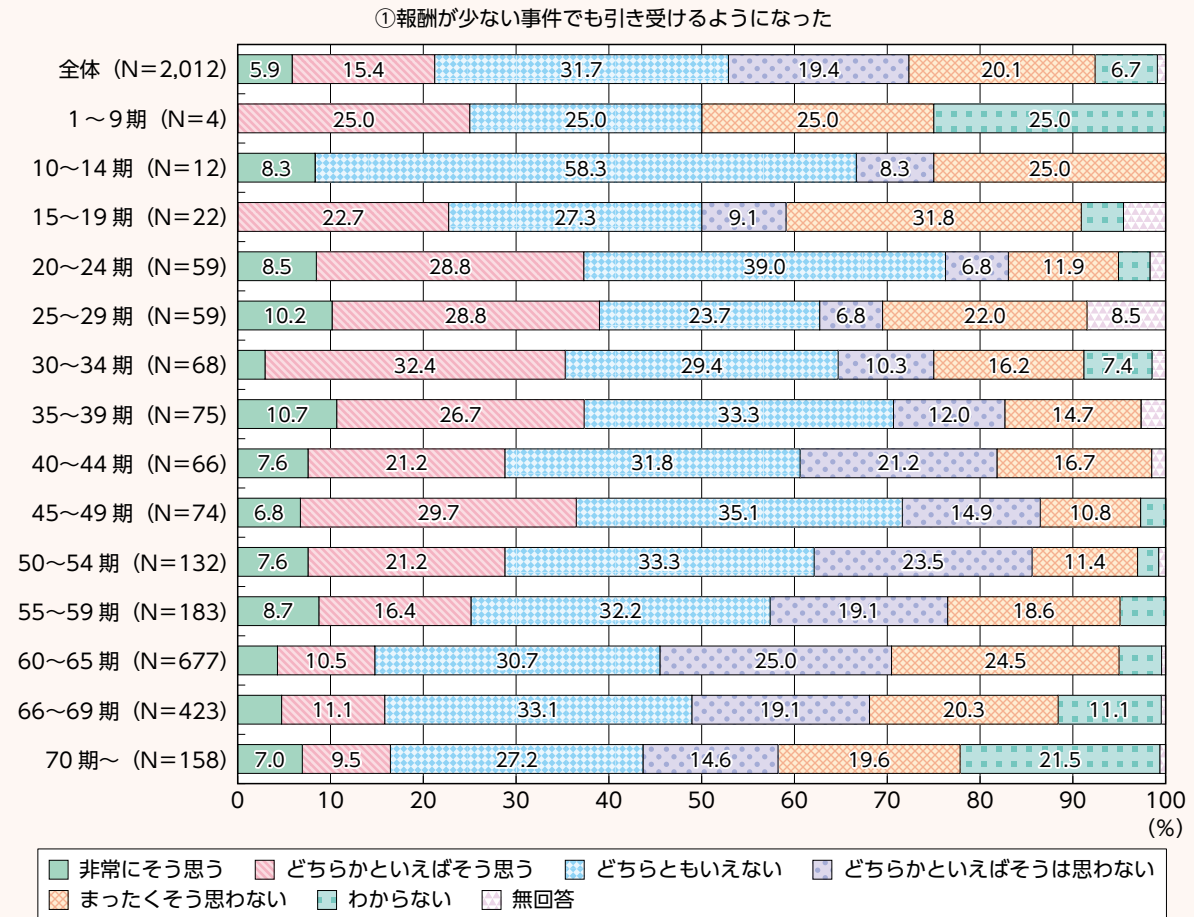
⑥私生活、家族関係



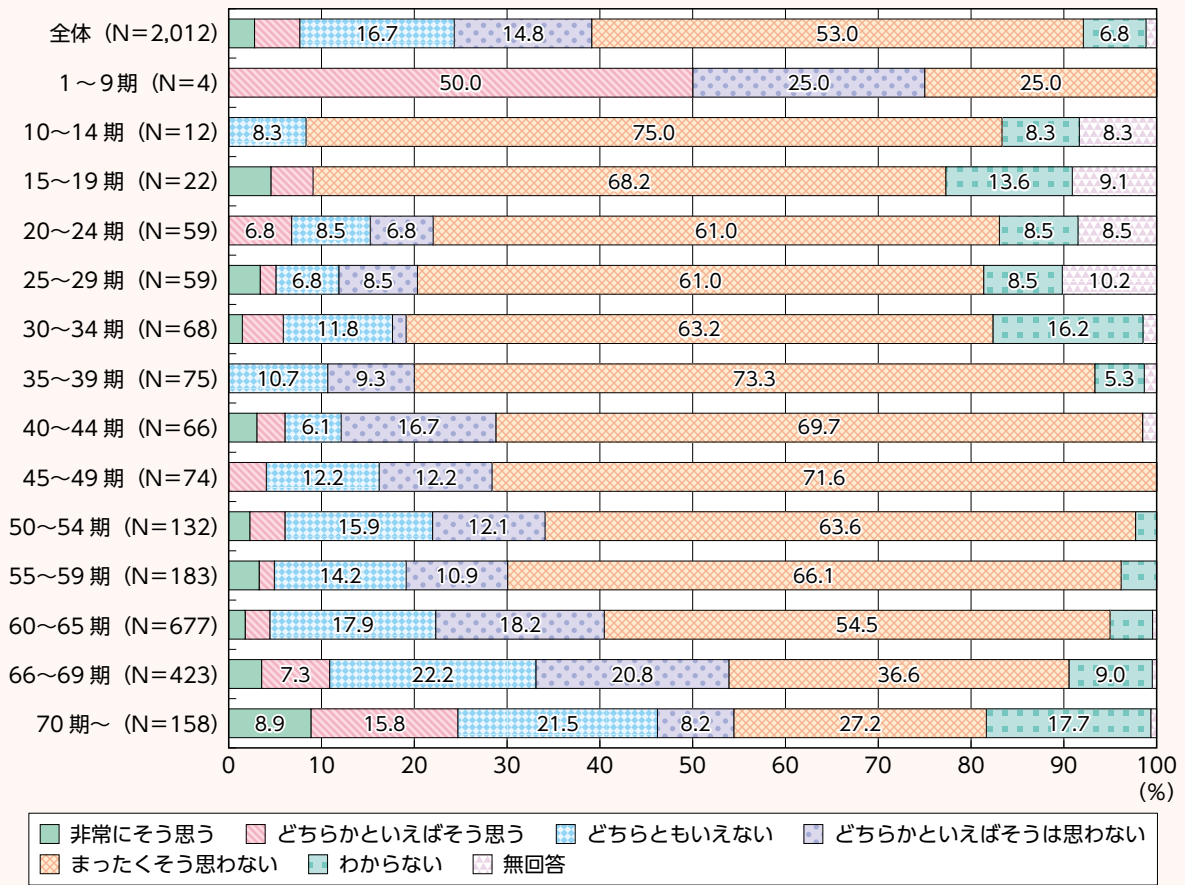
（3）自身についての 10 年前との比較

「他の弁護士との間で顧客獲得の競争が厳しくなった」、「弁護士としての経済状況が悪化した」、「顧問先（準顧問先を含む）の獲得が難しくなった」ことが当てはまると回答した者が多い。なお、弁護士登録後 10 年を経過していない者は弁護士登録時と比べて回答している。

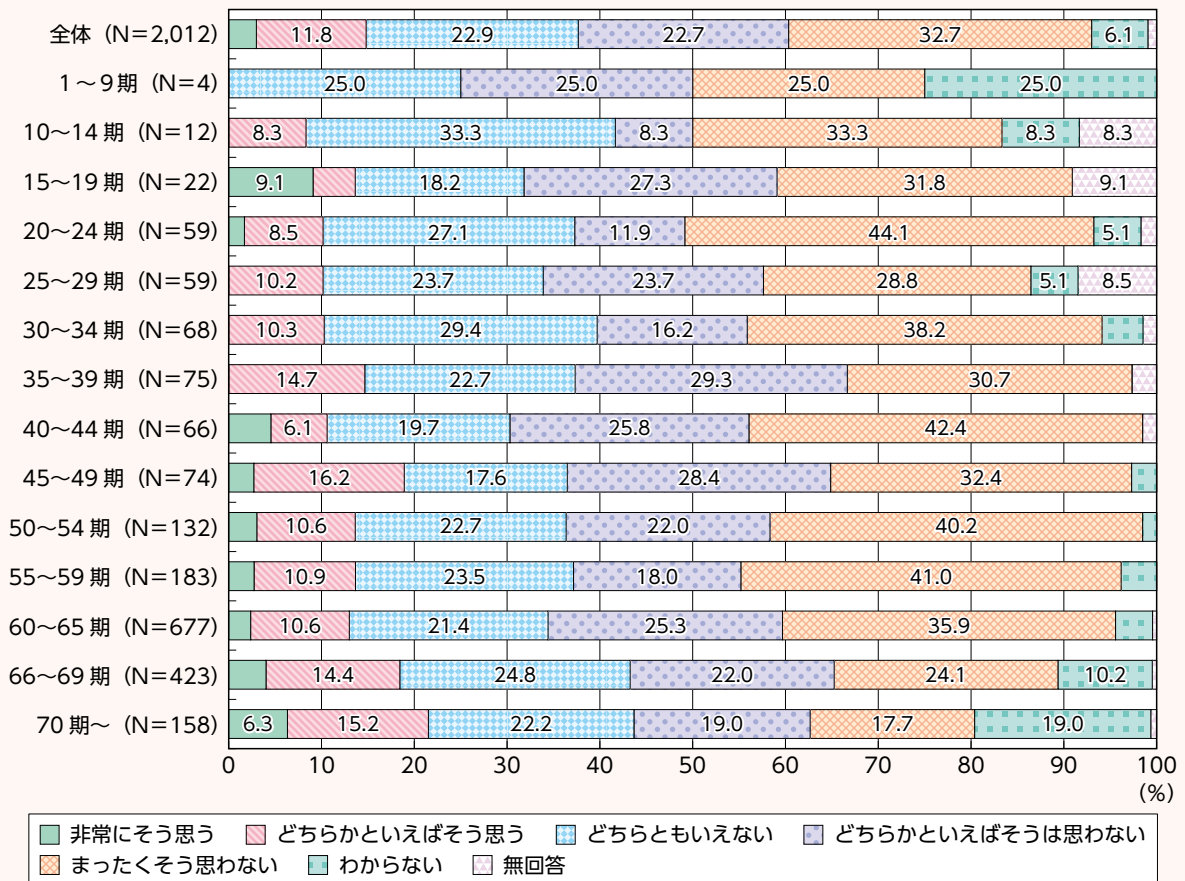
資料 特1-9-3 自身についての 10 年前との比較（修習期別）



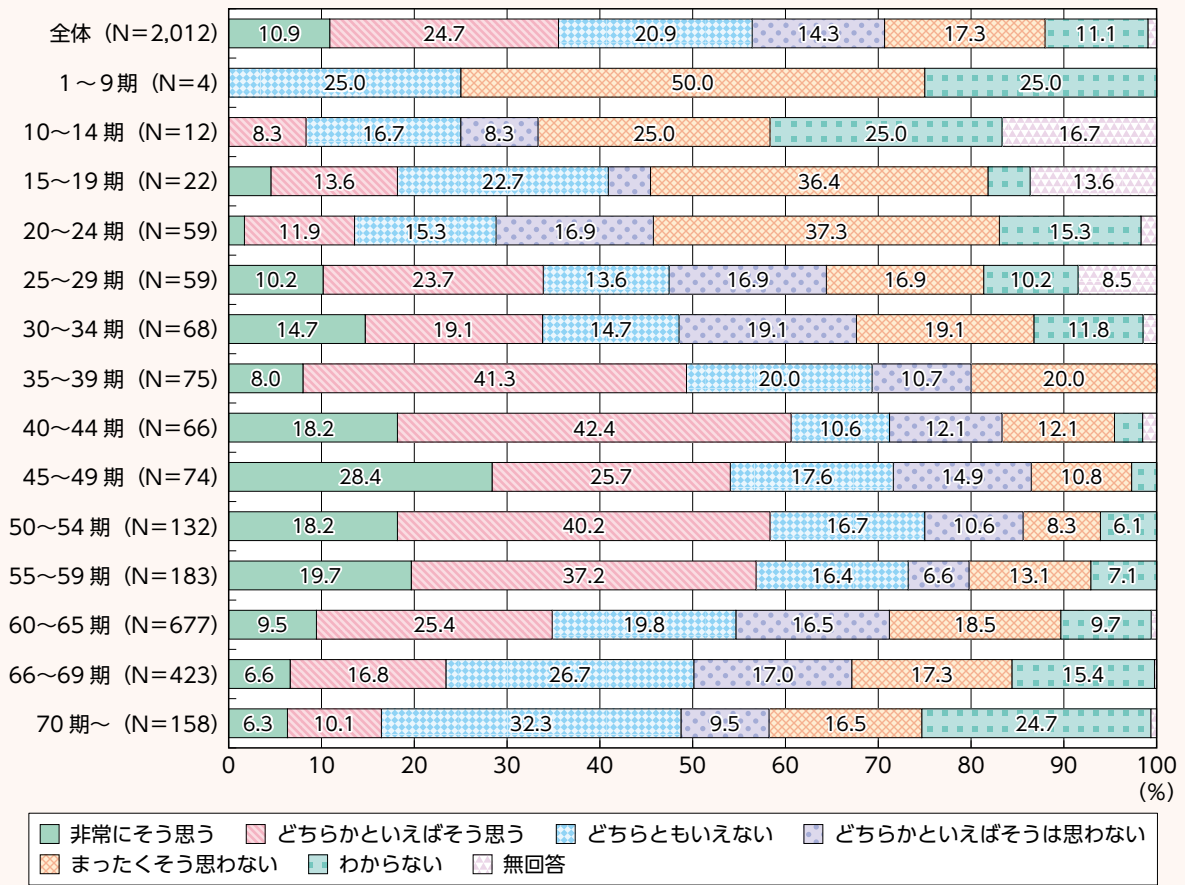
② 国選弁護をより多く引き受けるようになった



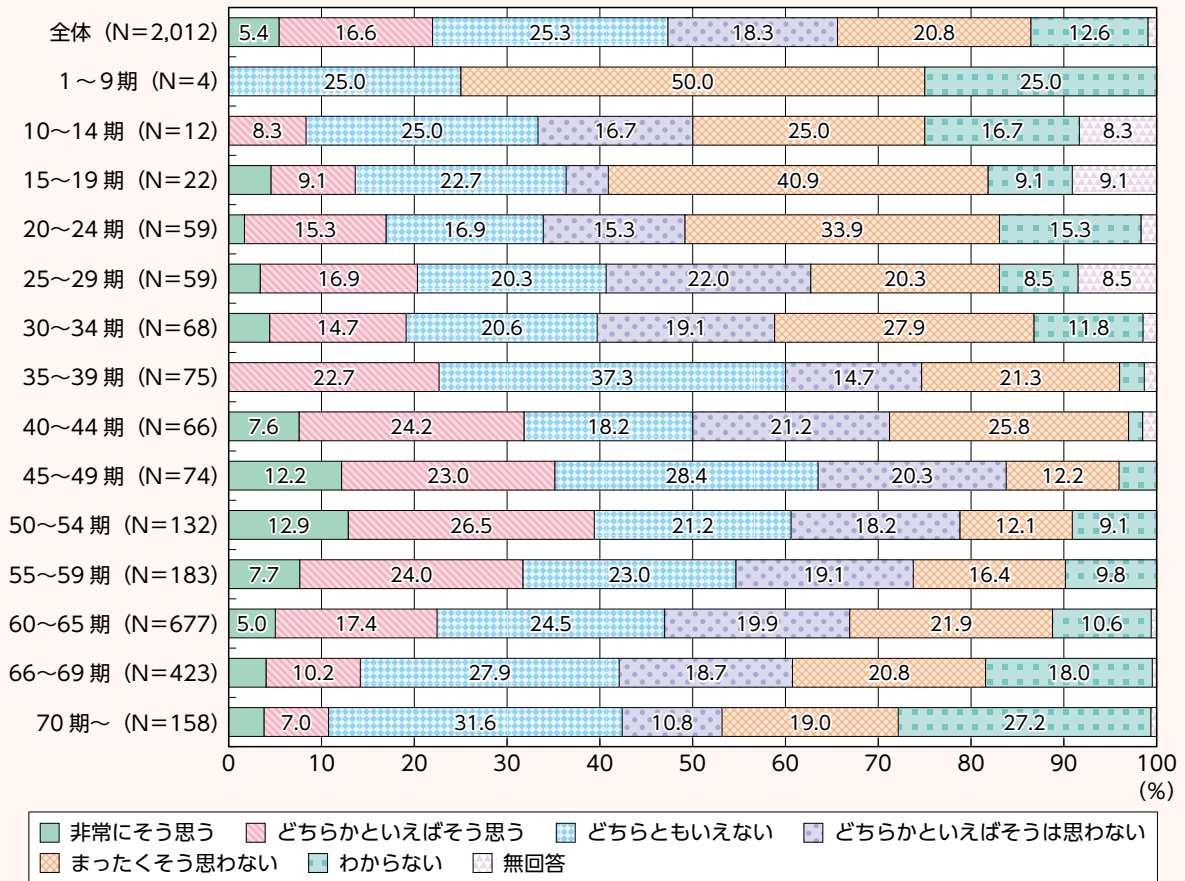
③ 引き受ける事件の種類や分野を選ばなくなった



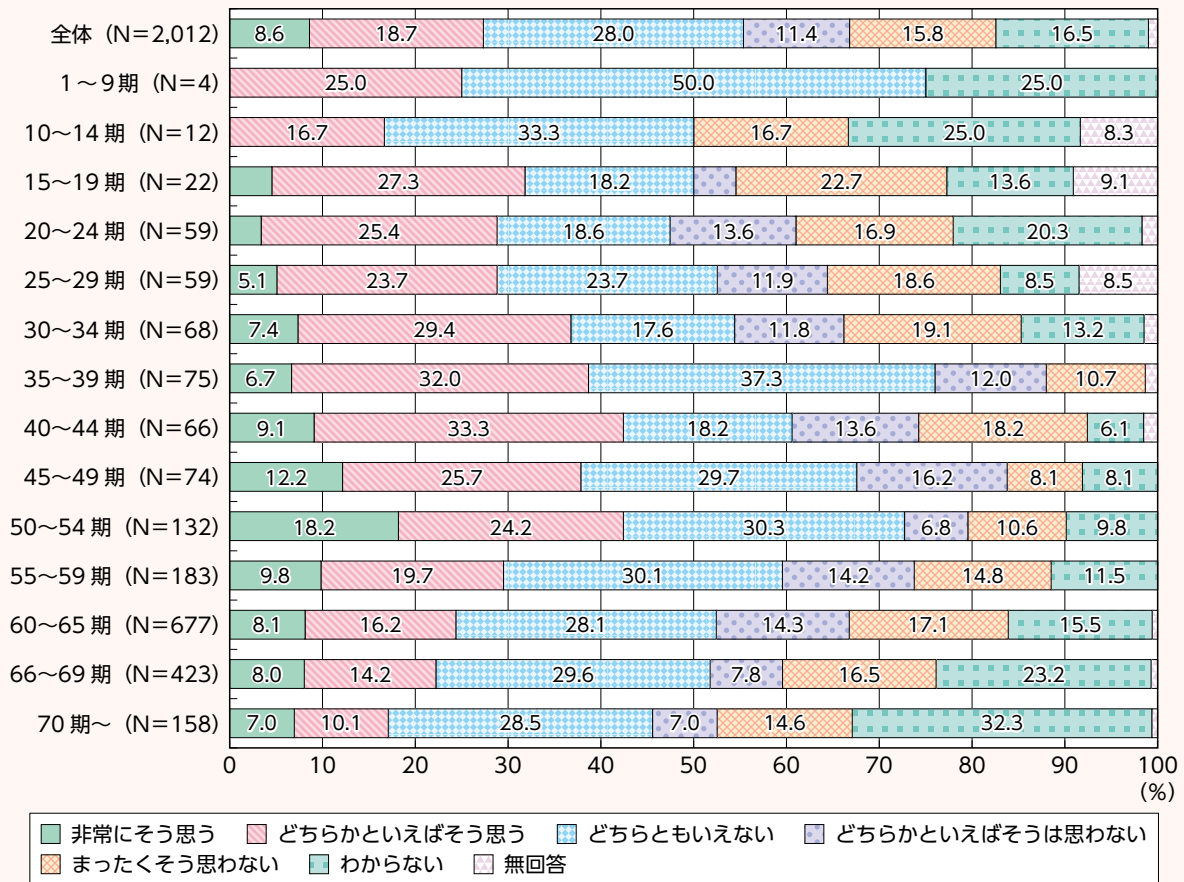
④他の弁護士との間で顧客獲得の競争が厳しくなった



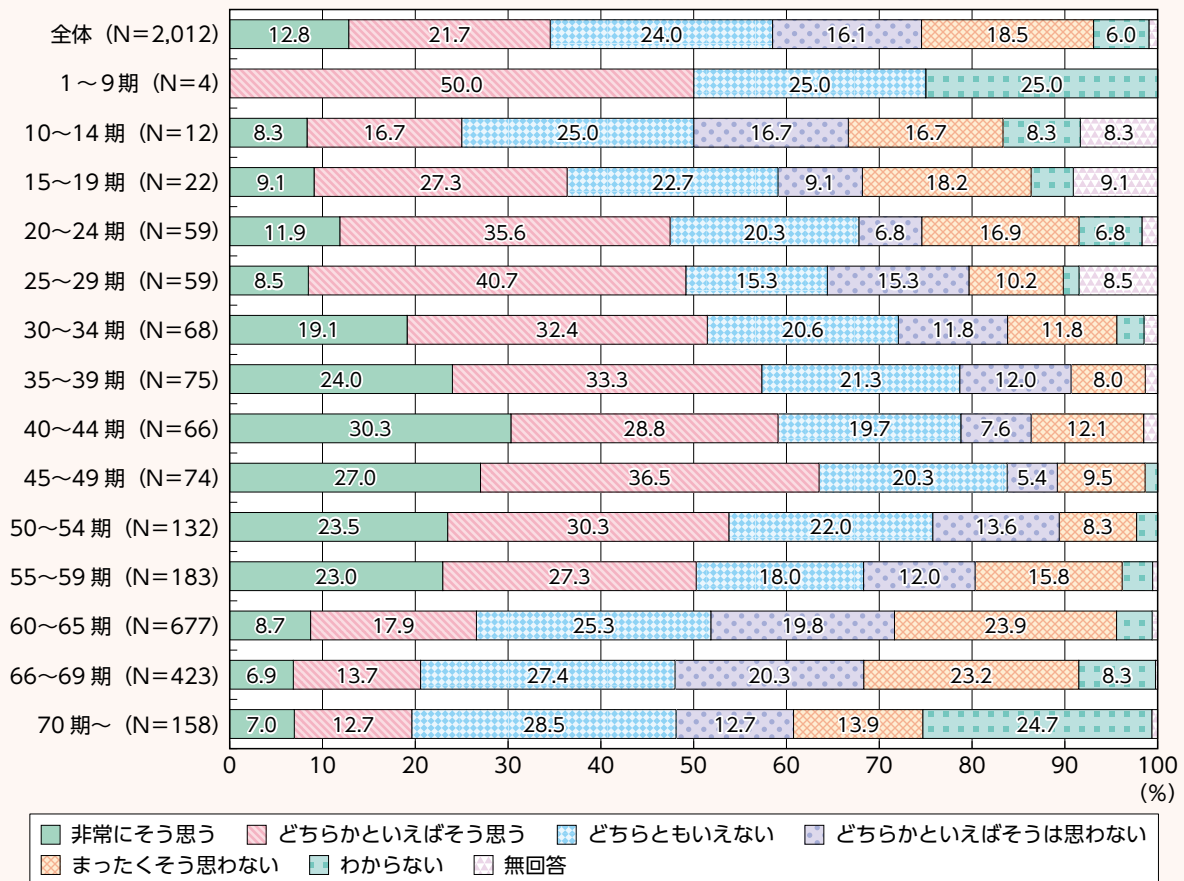
⑤司法書士等隣接士業との間で顧客獲得の競争が厳しくなった



⑥顧問先（準顧問先を含む）の獲得が難しくなった



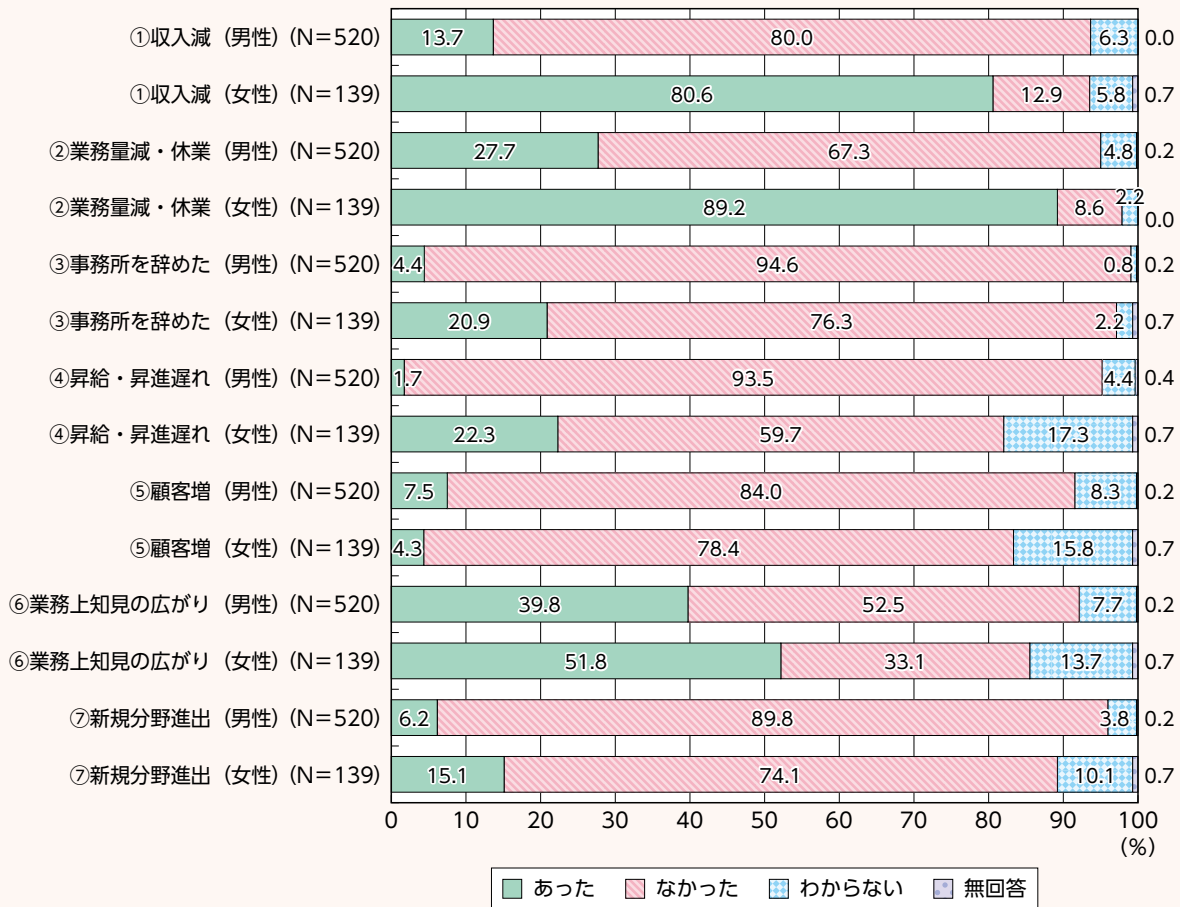
⑦弁護士としての経済状況が悪化した



（４）出産・育児による影響

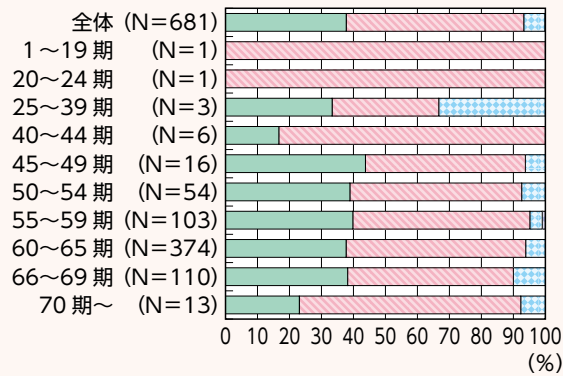
ここ 10 年以内の間（弁護士登録 10 年未満の者については、弁護士登録後）における出産・育児による影響を尋ねた。出産・育児による影響は男女で差が大きい。女性では、収入が減った（80.6%）、業務量が減った・休業した（89.2%）という回答が大多数を占めたが、男性では収入が減ったのは 13.7%、業務量が減った・休業したのは 27.7%にとどまった。事務所を辞めた、昇給・昇進が遅れた、業務上の知見が広がった、新規分野に進出したと回答したのも女性の方が多かった。女性の方が、より出産・育児による影響を受けやすい状況にあると考えられる。

資料 特1-9-4 出産・育児による影響（全体）

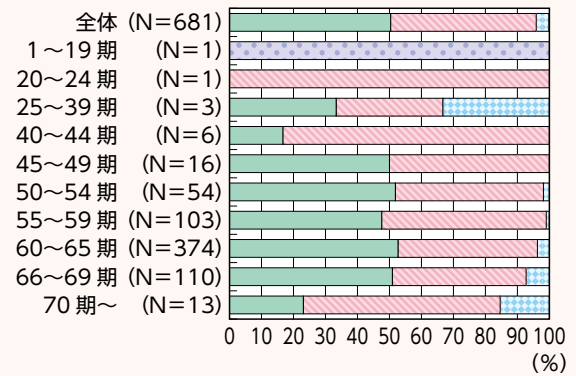


資料 特1-9-5 出産・育児による影響（修習期別）

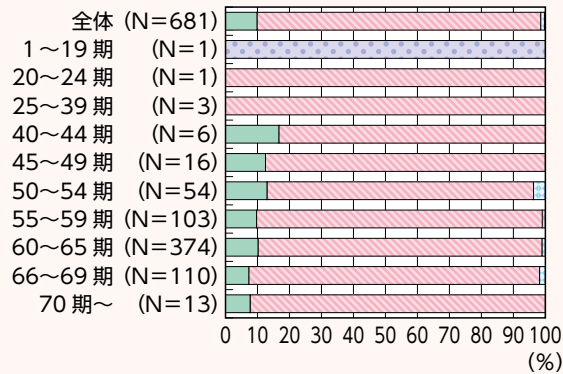
①収入が減った



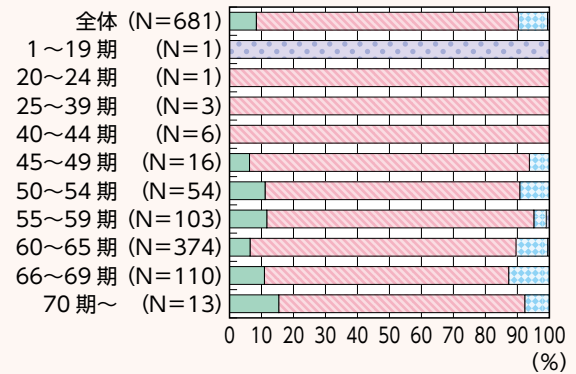
②業務量が減った・休業した



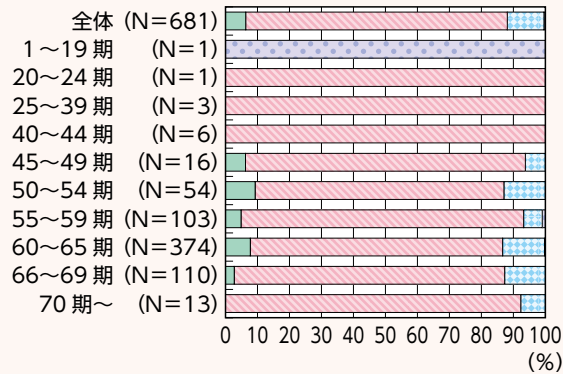
③事務所を辞めた



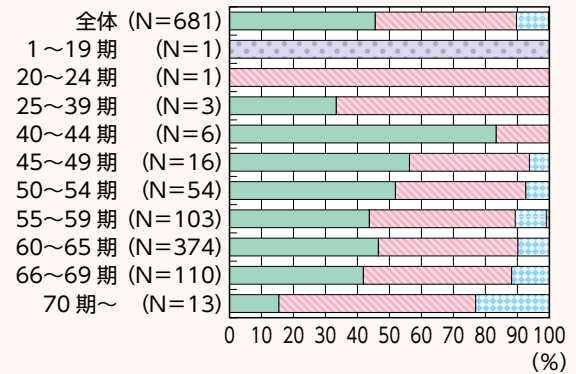
④昇給・昇進が遅れた



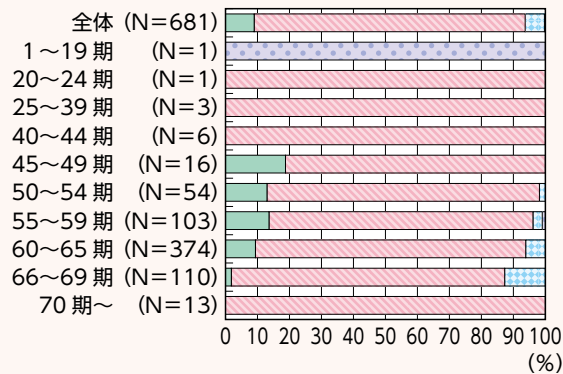
⑤顧客が増えた



⑥業務上の知見が広がった



⑦新規分野に進出した

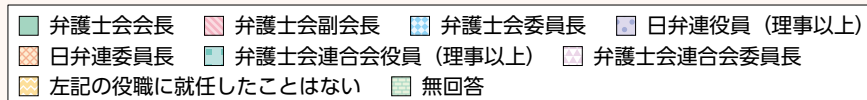
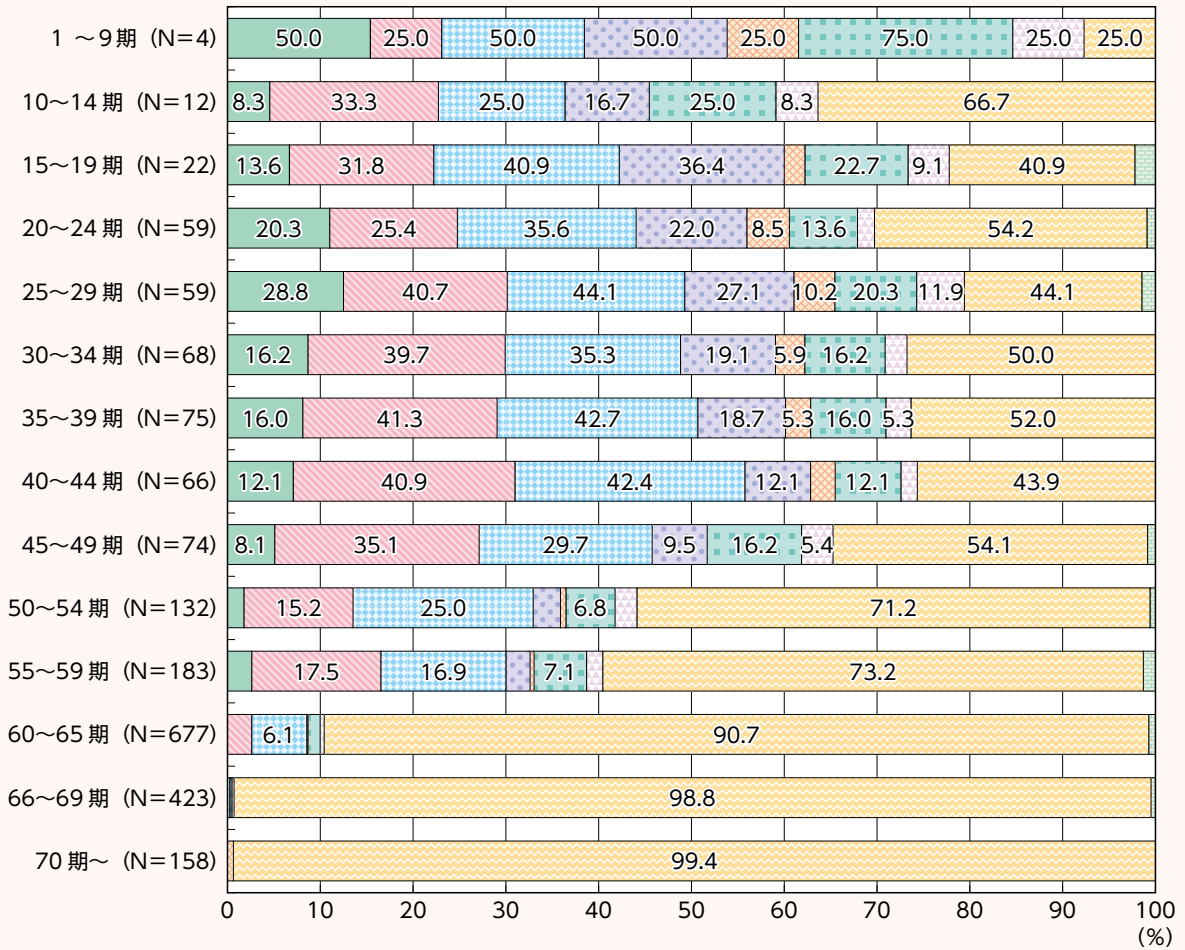
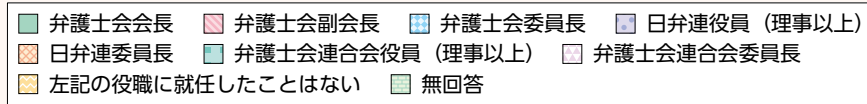
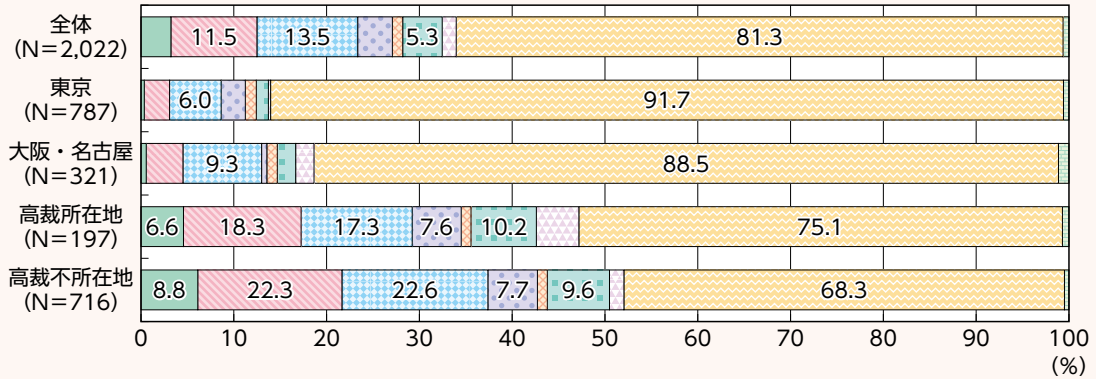


■ あった ■ なかった ■ わからない ■ 無回答

6 弁護士会の役職への就任

資料特 1-10-1 は弁護士会の役職への就任経験を尋ねたものである。

資料 特1-10 弁護士会の役職への就任（全体・修習期別）

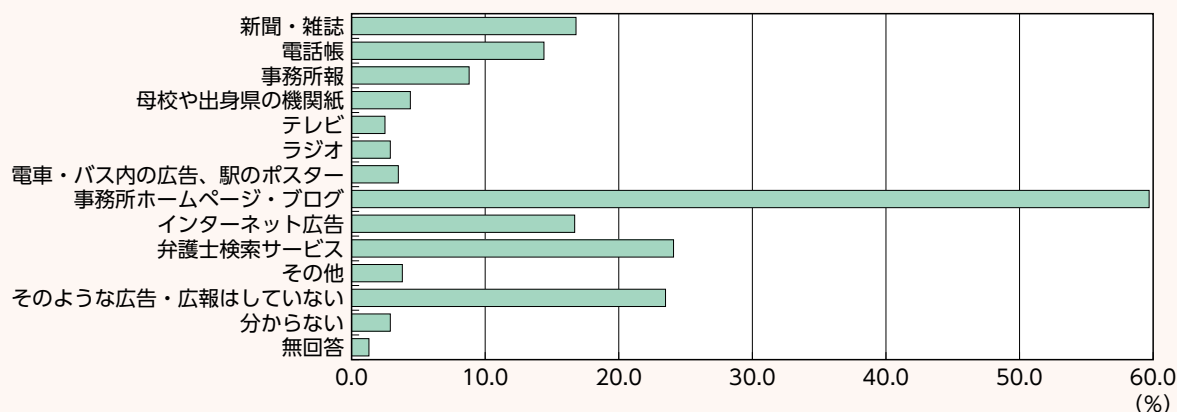


7 その他各種設問についての分析

(1) 弁護士が広告を行うために利用している媒体

全体の傾向をみると、事務所ホームページ・ブログ（59.7%）は過半数を超える弁護士が利用していることが分かる。この比率は、2000年調査では3.7%、2010年調査では34.2%であった。このことから事務所ホームページ・ブログが弁護士広告に占める比重が年々高まっていることが分かる。使用されている広告媒体の2位は弁護士検索サービス（24.1%）、4位はインターネット広告（16.7%）であり、インターネットを活用したものが上位を占めている。弁護士広告においてインターネットの占める比重が極めて高いものとなっている。

資料 特1-11-1 利用した広告・広報（複数回答可）



(その他の回答の内容)

市区町村等自治体が作成する広報誌等	23	商工会議所の会報誌等	3	スポーツチームとのスポンサー契約	1	同窓会名簿	1
看板	8	顧問先の機関紙	2	セミナー	1	ロータリー会報	1
タウン情報誌	7	自治体の掲示板	2	著書出版	1	SNS	1
イベントチラシ等	6	チラシ等の作成（独自）	2	iタウンページ	1		
公共交通機関内外の広告等	4	役所内の広告	2	挨拶状	1		
郵便局内での広告	4	新聞チラシ等	1	雑誌	1		

(2) 労働時間の内訳

1年間の総労働時間を100%とした場合に各業務等に費やした時間の割合は、表11-1のとおりである。通常の弁護士業務に費やした時間の割合の平均が85.0%、司法に関連する活動が1.2%、社会における活動が4.2%、弁護士会における活動が7.4%、その他が2.2%という結果であった。

資料 特1-11-2 労働時間の内訳

	通常の弁護士業務	調停委員などの司法に関連する活動	非常勤公務員などの社会における活動	弁護士会における活動	その他
全体 (N=1,975)	85.0%	1.2%	4.2%	7.4%	2.2%

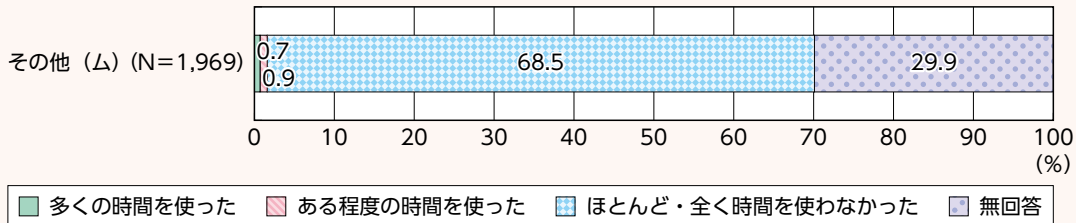
(その他の回答の内容)

所属事務所に関する事務	45	研修	7	社外役員業務	3
任意団体に関する活動	37	講師等の活動	6	メディアへの出演	3
行政に関する活動	20	法テラスに関する活動	6	移動時間	3
企業における活動	14	学校・PTA等に関する活動	5	その他	3
研究活動	13	他土業としての業務	5	コンサルタント業務	2
弁護団活動	13	派閥の活動	5	副業	2
異業種交流会	10	ロータリークラブに関する活動	5	ADR	1
営業活動	10	講演活動	4	移動時間	1
ボランティア活動	9	法律相談	4	家事	1
NPO法人に関する活動	8	広報活動	4	政治活動	1
社会福祉協議会等での活動	8	執筆活動	4	余暇	1

（3）各業務の投入時間（割合）

資料特 1-11-3 は資料特 1-6-4（9頁）から「その他」の業務の投入時間（割合）を抜粋したものであり、下表は「その他」の具体的な内容を記載したものである。

資料 特1-11-3 各業務の投入時間（割合）



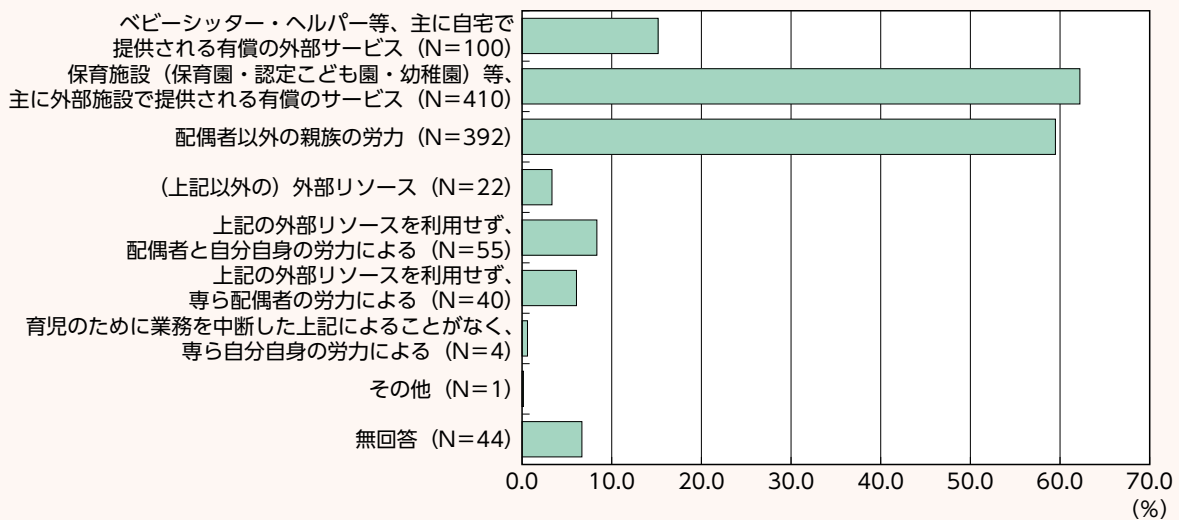
（その他の回答の内容）

後見業務	4	国・地方自治体への訴訟対応等	2	在監者に関する事件対応	1
その他	3	遺言執行等	2	顧問先に関する業務	1
講演活動等	2	生活保護の支援業務	1	子ども関連の業務	1
学校に関する業務	2	破産管財人としての活動	1	企業に関する業務	1
地方自治体に関する業務	2	社団法人に関する業務	1	企業内弁護士の業務	1
スポーツ関連の業務	2	事務所経営に関する業務	1		

（4）育児のために活用した外部リソース

最も利用されているのは保育施設等（62.2%）、次に配偶者以外の親族の労力（59.5%）であった。外部リソースを利用せず、配偶者と自分自身の労力（8.3%）、専ら配偶者の労力（6.1%）、専ら自分自身の労力（0.6%）によると回答した人は合わせて 15.0%であった。

資料 特1-11-4 育児のために活用した外部リソース（複数回答可）



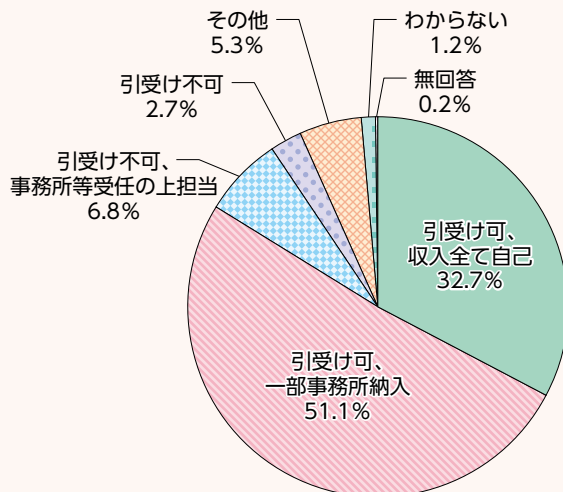
（その他の回答の内容） ※ウェイト付集計がなされていない場合の「その他」の回答件数は 2 件ある。

育児のために業務を中断し、中断中も自宅、外部施設で提供される有償のサービス、配偶者以外の親族の労力を活用した。独立開業した。

(5) 経営に携わらない弁護士の案件受任の可否

資料特 1-11-5 は、事務所の中で経営に携わらない弁護士において案件を受任できるか及びその収入の帰属先を尋ねたものである。

資料 特1-11-5 経営に携わらない弁護士の案件受任の可否



(その他の回答の内容)

案件により取扱いが異なる	4
自分自身で案件を引き受けてもよいが、その収入の全てを事務所に納入する	15
自分自身で案件を引き受けてもよいが、その収入が一定額を上回る場合は、上回った分の一定割合を事務所に納入する	1
自分自身で案件を引き受けてもよいが、その収入の全てを一旦事務所に納入し、事務所での自分の売上から歩合で収入を得る	1
単独受任の場合はその収入は自己のものとなるが、共同受任の場合は収入を受け取らない	1
共同経営のため、全ての案件が事務所事件である	1
経営に携わらないパートナーであり、案件の売上は全て事務所に納入する	1